

三春町告示第 7 1 号

平成 2 1 年 9 月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 2 1 年 8 月 2 5 日

三春町長 鈴 木 義 孝

- | | | |
|---|-----|-----------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成 2 1 年 9 月 3 日（木）午前 1 0 時 |
| 2 | 場 所 | 三春町議会議場 |

平成21年9月3日、三春町議会9月定例会を三春町議会議場に招集した。

1、応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 萬 年 智	2番 影 山 初 吉	3番 渡 辺 泰 譽
4番 佐 藤 弘	5番 儀 同 公 治	6番 日下部 三 枝
7番 三 瓶 正 栄	8番 陰 山 丈 夫	9番 上 石 直 寿
10番 渡 辺 渡	11番 佐久間 正 俊	12番 小 林 鶴 夫
13番 佐 藤 一 八	14番 渡 邊 勝 雄	15番 柳 沼 一 男
16番 本 多 一 安		

2) 不応招議員（なし）

2、会議に付した事件は次のとおりである。

議案第61号 地域活力基盤創造交付金事業町道南原芹ヶ沢込木線道路改良工事請負契約について

議案第62号 図書館システム機器・ソフトウェア購入契約について

議案第63号 民事調停の申立てについて

議案第64号 三春町敬老園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第65号 郡山地方広域市町村圏組合規約の変更について

議案第66号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

議案第67号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

議案第68号 平成21年度三春町一般会計補正予算（第3号）について

議案第69号 平成21年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第70号 平成21年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第71号 平成21年度三春町老人保健特別会計補正予算（第1号）について

議案第72号 平成21年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第73号 平成21年度三春町水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第74号 平成21年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）について

議案第75号 平成20年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第76号 平成20年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第77号 平成20年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第78号 平成20年度三春町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第79号 平成20年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第80号 平成20年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第81号 平成20年度三春町敬老園事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第82号 平成20年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について

議案第83号 平成20年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について

議案第84号 平成20年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について

議案第85号 平成20年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について

報 告

- 報告第4号 平成20年度三春町事務概況報告について
- 報告第5号 平成20年度財政の健全化に関する比率の報告について
- 報告第6号 平成20年度三春町土地取得基金運用状況報告について
- 報告第7号 平成20年度三春町高額療養費貸付基金運用状況報告について
- 報告第8号 平成20年度三春町第三セクターの経営状況報告について

平成21年9月3日（木曜日）

1、出席議員は次のとおりである。

1 番 萬 年 智	2 番 影 山 初 吉	3 番 渡 辺 泰 譽
4 番 佐 藤 弘	5 番 儀 同 公 治	6 番 日下部 三 枝
7 番 三 瓶 正 栄	8 番 陰 山 丈 夫	9 番 上 石 直 寿
10 番 渡 辺 渡	11 番 佐久間 正 俊	12 番 小 林 鶴 夫
13 番 佐 藤 一 八	14 番 渡 邊 勝 雄	15 番 柳 沼 一 男
16 番 本 多 一 安		

2、欠席議員は次のとおりである。

な し

3、職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長	原 毅	書記	影 山 敏 夫
---------	-----	----	---------

4、地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副 町 長	深 谷 茂

総 務 課 長	橋 本 国 春	財 務 課 長	村 上 正 義
住 民 課 長	佐 藤 哲 郎	税 務 課 長	佐 久 間 收
保 健 福 祉 課 長	遠 藤 誠 作	産 業 課 長	新 野 徳 秋
建 設 課 長	影 山 常 光	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	吉 田 功
企 業 局 長	橋 本 正 亀		

教育委員会委員長	深 谷 信 吾	教 育 長	橋 本 弘
教育次長兼教育課長	大 内 馨	生涯学習課長	加 藤 康 子

農業委員会会長	影 山 喜 一
---------	---------

代表監査委員	野 口 邦 彦
--------	---------

5、議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成21年9月3日（木曜日） 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案の提出
- 第 5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第 6 議案の質疑
- 第 7 監査報告

- 第 8 議案の委員会付託
- 第 9 陳情事件の委員会付託
- 第 10 報告事項について

6、会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時)

……………開 会 宣 言……………

○議長 ただいまより、平成21年三春町議会9月定例会を開会いたします。
ただちに本日の会議を開きます。

……………会議録署名議員の指名……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、7番三瓶正栄君、8番陰山丈夫君のご両名を指名いたします。

……………会 期 の 決 定……………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日より9月11日までの9日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。
よって本定例会の会期は、本日より9月11日までの9日間と決定いたしました。
なお、会期日程につきましては、お手元に通知しました日程表のとおりといたしますので、ご了承願います。

……………諸 般 の 報 告……………

○議長 日程第3により、諸般の報告をいたします。
出納検査の結果について、監査委員より、平成21年度第3回、第4回、第5回の例月出納検査報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておきましたからご了承願います。

……………議 案 の 提 出……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。
提出議案は、お手元にお配りしました「議案第61号 地域活力基盤創造交付金事業町道南原芹ヶ沢込木線道路改良工事請負契約について」から「議案第85号 平成20年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」までの25議案であります。

……………町長挨拶並びに提案理由の説明……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。
鈴木町長！

○町長 9月定例会の開催にあたり、当面する課題と提出する議案の概要などについて述べ、議員のみなさまと町民のご理解とご協力をお願いするものであります。
最初に8月30日に実施されました衆議院議員総選挙の結果であります。今回の選挙は以前にも増して政策論争などが行われ、国民の関心も高く投票率も高くなりました。この選挙実施に関わっていただいた方々にお礼を述べるとともに、選挙結果によって国の政治は変わろうとも町は従来通り進めているまちづくりの実施に向けて着実に臨んでまいり所存であります。

次は新型インフルエンザについてであります。新型インフルエンザはご承知のとおり今年の春日本人に感染しこの夏には県内でも感染者が発見されました。三春町におきましては、5月に三春町新型インフルエンザ対策本部を設置し、情報の収集、関係機関との連絡調整を進めてまいりましたが、8月下旬に当町でも感染者が発生いたしました。今後は本格的な流行に備え田村地区の行政や医療機関、関係団体が一丸となって対処できるよう努めるとともに要支援者をはじめ町民に的確な情報を提供するなど、対策を講じてまいる所存であります。

次に平成20年度と21年度の国の経済対策関係補正予算についてであります。平成20年度の補正予算のうち定額給付金につきましては本町では給付者の99%程度の約3億円の給付をこれまで行っております。また地域活性化経済対策関連では、消防防犯対策事業は完了し、地上デジタル放送対応それから町道などの改修、学校、生涯学習施設などの耐震対策等につきましても発注し事業等に取り掛かっているところであります。先の臨時議会で補正予算の議決をいただいた平成21年度分につきましては、その後工事発注などの作業を続けているところであります。出来るだけ早く発注し、その効果が現れるよう努めてまいる所存であります。次に三春病院と敬老園についてであります。三春病院につきましては、平成20年度に工事が完了し本格的に稼働しているところであり、過般経営状況や医療体制などについてその検証、評価を行なったところであります。敬老園につきましては今年度より指定管理者である星総合病院が運営をおこなっているところであります。また昨年度から継続事業で進めている敬老園の移転改築につきましては、工事の8割程度が終了しこの秋には完成の運びとなります。

次は少子化対策についてであります。少子化対策を最重要課題として取組んでおり、昨年度は5歳児検診やすくすく赤ちゃん応援事業、妊婦助成の拡大などを開始いたしました。今年度は小学6年生まで医療費助成年齢を引き上げるなど、更に拡大いたします。また昨年度は子育て便利帳の作成や若者ふれあい交流会事業を実行委員会が主体となり実施いたしました。この交流会事業について今年度は10月3日に開催することで実行委員会で進めているところであります。

次に県事業などについてであります。まず桜川改修事業につきましては地権者をはじめ関係者のご協力により事業が順調に進んでおります。周辺では大型店の移転も計画されていることから今後も関係者のご協力をいただきながら円滑に事業が推進されるよう家屋の移転対策などに積極的に取り組んでまいる所存であります。次に国道288号三春西バイパス改築工事は関係する地権者などのご協力をいただき工事が順調に進んでおります。また関連する県道などの改修工事も今後着手される予定であります。

次に中学校などの再編についてであります。昨年度は町内各地区や保護者を始め関係する団体などに町の方針をお示ししご理解をいただきましたので、今年度はその方針に基づき検討を進めているところであります。その具体策につきましては、議会の学校再編等特別委員会において協議をいただき進めてまいる所存でありますので、今後ともよろしくお願いいたします。

次は町が関わっている課題の事業などであります。まず最初に町内での映画製作についてであります。福聚寺住職で芥川賞作家の玄侑宗久さん原作の「アブラクサスの祭り」が映画化されることになり8月11日に「まほら」において制作発表記者会見が開催されました。また9月5日には出演者オーディションも開催されることになっております。この映画の撮影は三春町でも行われることから三春町を多くの方に知っていただく好機会と捉えて、町も映画制作を支援する考えで進めております。

次に滝桜の種の帰還であります。昨年秋にスペースシャトルで宇宙に運ばれ国際宇宙ステーションの日本実験棟きぼうで保管されていた滝桜の種が7月末に、日本人宇宙飛行士若田光一さんと共に地球に帰還し8月28日に三春町に返還されました。この種を播種し町民みんなで桜の生

育を楽しみに見てまいりたいと考えております。

次は交流事業であります。この夏には東京目黒区から剣道、野球チームが4回三春町で合宿をし、練習や農村生活体験を行うと共に、町内の剣道チーム、野球チームとの試合も行い交流を深めました。また今年春の朝市に引き続き今月20日に目黒区で開催される目黒のさんま祭には、三春町の地場産品などを直売することで進めております。

最後になりますが、8月上旬までの天候不順により稲作の生育が心配されましたが、その後好天候に恵まれ平年並みの収穫が見込まれそうです。収穫の秋が楽しみでもあります。11月7日、8日には実行委員会が主体となり三春秋まつりが開催されます。多くの町民が参加され賑わうことを願っております。

それでは今議会に提案いたしました、平成20年度の決算の概要などを説明いたします。一般会計の歳入ベース決算額は79億7,300万円で国民健康保険などの6つの特別会計の決算額は35億3,800万円、病院会計などの4つの企業会計は18億8,900万円で全会計の合計決算額は約134億円でありました。各会計の決算の詳細につきましては別冊の歳入歳出決算書と公営企業会計決算書の通りであります。また、国の基準に基づき判断する三春町財政の健全化判断比率及び資金不足比率については、指標すべて基準をクリアしております。詳細につきましては別冊の概要書の通りであります。すべてクリアしたとはいえ財政状況が他自治体と比較しても良い方ではありません。今後も効率的な財政運営に努めると共に行財政改革に取り組んでまいりますのでご理解とご協力をお願いするものであります。

次に平成20年度に実施しました事務事業の報告につきましては、前段で申し上げました重点課題の取り組み状況と別冊の事務事業報告書のとおりであります。平成20年度を総括いたしますと計画した事務事業は順調に推進できたと考えております。議会をはじめ町民の皆さまに感謝申し上げますとともに、今後ともご支援ご協力をお願いいたします。今議会に提案いたしました議案は議案第61号から議案第85号までの25議案と報告事項といたしまして報告第4号から報告第8号までの5案件であります。慎重に審議されまして全議案可決、同意、決算認定がいただけますようお願いいたしまして、9月定例会開会にあたっての挨拶といたします。

..... 議 案 の 質 疑

○議長 日程第6により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、「議案第61号 地域活力基盤創造交付金事業町道南原芹ケ沢込木線道路改良工事請負契約について」から「議案第85号 平成20年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」までの提案理由の説明に対する質疑であります。

議案第61号、「地域活力基盤創造交付金事業町道南原芹ケ沢込木線道路改良工事請負契約について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第62号、「図書館システム機器・ソフトウェア購入契約について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第63号、「民事調停の申立てについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第64号、「三春町敬老園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第65号、「郡山地方広域市町村圏組合規約の変更について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第66号、「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第67号、「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第68号、「平成21年度三春町一般会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案69号、「平成21年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第70号、「平成21年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第71号、「平成21年度三春町老人保健特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第72号、「平成21年度三春町介護保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第73号、「平成21年度三春町水道事業会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

収益的支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第74号、「平成21年度三春町下水道事業等会計補正予算(第1号)について」

を議題とします。

収益的支出についてについて質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第75号、「平成20年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第76号、「平成20年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第77号、「平成20年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第78号、「平成20年度三春町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第79号、「平成20年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第80号、「平成20年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第81号、「平成20年度三春町敬老園事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第82号、「平成20年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

収益的収入支出・資本的収入支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第83号、「平成20年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

収益的収入支出・資本的収入支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第84号、「平成20年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について」を

議題とします。

収益的収入支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 議案第85号、「平成20年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

収益的収入支出・資本的収入支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

……………・監査報告……………

○議長 日程第7により、監査報告について。

監査委員から、平成20年度に関する各種会計決算審査の意見についての報告を求めます。

野口代表監査委員！

○野口代表監査委員 平成20年度、各会計の決算審査について報告いたします。

監査委員は、私、野口と渡辺泰譽委員であります。審査の期間は、平成21年8月3日から7日までの5日間であります。審査の対象は、平成20年度三春町一般会計決算から、平成20年度三春町病院事業会計決算までの12件であります。

審査の方法は、町長から提出された、平成20年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び平成20年度基金運用状況調書並びに平成20年度公営企業会計決算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書について、

- (1) 関係法令に準拠し作成されているか。
- (2) 計数は正確であるか。
- (3) 予算の執行は、法令に準拠し、適正かつ効率的であるか。
- (4) 財政の運営は適正であるか。
- (5) 財産の管理は適正であるか。
- (6) 基金の運用は適正であるか。

等に主眼重点をおき、例月出納検査及び定期監査の結果を踏まえて、慎重に審査を実施しました。

審査の結果は、審査に付された各会計決算書等に基づき、関係諸帳簿及び証拠書類を照合審査した結果、決算計数はいずれも符号して誤りのないものと認められました。

次に、審査の概要について申し上げます。

第1は、一般会計についてであります。決算収支であります。一般会計の財政収支は、別表に示すとおり、歳入総額79億7千3百7万8千円、歳出総額72億7千2百99万4千円であり、形式収支は、7億8万4千円で、実質収支は2億5千3百14万円であります。

また、予算の執行状況は、歳入決算額は、予算現額に対し1億4千2百50万2千円増となり、予算現額に対する収入率は101.8%となっております。また、調定額に対する収入率は98.5%で、収入未済額1億1千5百22万5千円は、前年度に比べ2千7百11万円増となっております。一方、歳出決算額は、予算現額に対し92.9%の執行率で、不用額は1億5百44万3千円となっております。

次に、町債残高については、別表のとおり、対前年度5億7千3百14万6千円減の102億6千2百62万3千円であります。

次に、財政の構造にかかわる歳入構成は、町税等の自主財源及び、地方交付税等の依存財源について、それぞれ別表のとおりであり、前者が約41.0%、後者が約59.0%であ

ります。一方、歳出の構成は、性質別に区分すれば、別表のとおりであり、前年度対比では、義務的経費が抑制されております。

次に、財政構造の弾力性であります。主要財務比率の年度別推移は、別表のとおりであり、その詳細については記載の通りであります。

第二は、特別会計であります。平成20年度、六特別会計の決算の収支状況は、別表のとおりであります。歳入総額35億3千7百59万1千円、歳出総額33億7千7百17万8千円差引額は1億6千41万3千円であります。

特別会計の各説に入りまして、三春町国民健康保険特別会計の決算収支状況は、別表のとおりであります。20年度国民健康保険税における現年課税分の未納額は3千9百32万3千円であり、滞納繰越分を含めた未納額は、1億1千7百99万8千円となっております。

保険給付費は12億4千4百25万6千円と前年度に比べ8千80万9千円増加しています。また、後期高齢者支援金等は2億2千45万7千円、前期高齢者納付金等は29万7千円となっています。また、老人保健拠出金は2千9百11万9千円と対前年度で2億6千4百36万円減少しており、介護納付金は9千8百95万1千円と対前年度で1千3百5万4千円減少しております。

次に、予算の執行状況は、歳入決算額は、予算現額に対し5百43万1千円の増収となり、予算現額に対する収入率は100.3%となっております。また、調定額に対する収入率は94.1%となっています。一方、歳出決算額は、予算現額に対して96.2%の執行率となっており、不用額は7千3百21万2千円となっております。

次に、三春町後期高齢者医療特別会計の決算収支状況は、別表のとおりであり、予算の執行状況は、歳入決算額は、予算現額に対し103万9千円の減収となり、予算額に対する収入率は99.3%となっております。また、調定額に対する収入率も99.3%となっています。一方、歳出決算額は、予算現額に対して99.3%の執行率となっており、不用額は103万9千円となっております。

次に、三春町老人保健特別会計の決算収支状況は、別表のとおりであり、予算の執行状況は、歳入決算額は、予算現額に対し7百59万2千円の増収となり、予算額に対する収入率は104.0%となっております。また、調定額に対する収入率は100.0%となっています。一方、歳出決算額は、予算現額に対して97.8%の執行率となっており、不用額は4百18万9千円となっております。

次に、三春町介護保険特別会計の決算収支状況は、別表のとおりであり、予算の執行状況は、歳入決算額は、予算現額に対し4千9百86万9千円の減収となり、予算額に対する収入率は95.6%となっております。また、調定額に対する収入率は99.8%となっています。一方、歳出決算額は、予算額に対して89.5%の執行率となっており、不用額は1億1千9百85万8千円となっております。

次に、三春町町営バス事業特別会計及び、三春町敬老園事業特別会計の決算収支状況及び、予算の執行状況は、別表のとおりであります。

第三は、公有財産管理であります。「土地及び建物」「物件」「有価証券」「出資による権利」は、別表のとおりであります。

第四は、基金の状況であります。「運用基金」「積立基金」「特別会計」の残高は、別表のとおりであります。

第五は、企業会計であります。

その1は、三春町水道事業会計であります。給水人口、給水件数、普及率などの事業の

状況は、記載のとおりであります。次に、収支の状況であります。別表のとおり、事業収入3億3千3百24万円、事業費用は3億1千1百62万円であり、差引き2千1百62万円の利益となっております。次に、資本的収入及び支出は、税込みで収入は、総額7千5百2万9千円となっております。支出は、総額2億89万8千円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2千5百86万9千円は、現年度損益勘定留保資金等で補てんされています。次に、会計状況のうち、企業債、他会計長期借入金の借入及び、償還状況は、別表のとおりであります。次に、利益剰余金については、本年度は純利益が2千1百62万円となりました。前年度からの繰越利益剰余金2千3百53万2千円を合わせ、未処分利益剰余金は4千5百15万2千円となりました。

次に、財産管理は、「有形固定資産」「無形固定資産」について、それぞれ別表のとおりであります。

その2は、三春町下水道事業等会計であります。

公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理事業の状況については、別表のとおりであります。次に、収支の状況であります。各事業の収入及び費用は、別表のとおりであります。全事業の収入は、2億1千1百57万7千円、全事業の費用は、2億4千7百33万1千円で、3千5百75万4千円の損失であります。

また、各事業別では、公共下水道事業1千5百87万円農業集落排水事業2千45万9千円の損失で、個別排水処理事業については57万4千円の利益となっております。

次に、資本的収入及び支出は、税込みで3事業全体でみると、収入は、総額1億7千4百40万1千円となっております。支出は、総額4億2千8百35万4千円となっております。

また、企業債は本年度借入状況及び、償還状況等は、別表のとおりであります。

次に、財産管理であります。有形固定資産「投資」について、別表に記載のとおりであります。

その3は、三春町宅地造成事業会計であります。事業の状況は、平成20年度の実績は1件であり、事業状況は次の表のとおりであります。事業の収支状況は、収入は、合計1千9百78万8千円となりました。一方、支出は、合計4千8百9万4千円で、2千8百30万6千円の損失となっております。なお、現在現金は4千54万3千円保有しております。

その4は、三春町病院事業会計であります。事業の状況は、平成20年4月30日に新病院が竣工し、5月7日より新病院での診療が開始されました。本年度の入院に係る病院の年間利用者数は16,317人で、昨年より約31.5%増加している。また外来の年間延利用者数は32,175人で昨年より9.3%増加しています。また、10月1日から東病棟40床で、回復期リハビリテーション病棟の運用を開始しました。

収支の状況は、収入は、総額で1億7百79万2千円となっております。支出は、総額1億7百19万7千円となっております。なお、利用料金制を採用していることから、本会計においては、病院事業に係る直接の医業収益及び医業費用の発生はありません。

資本的収入及び資本的費用における収入は、総額で9億4千6百万2千円となっております。支出は、総額10億8千8百67万4千円となっております。

また、他会計長期借入金は、別表のとおりであります。

次に利益剰余金については、本年度は純利益が59万5千円となりました。翌年度繰越利益剰余金は70万5千円となります。

次に財産管理は、「有形固定資産」「無形固定資産」について、それぞれ別表のとおりであります。

最後に、「結び」を申し上げます。

- 1 町の財政状況については、町の財政の健全化を計る指標、経常収支比率、財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率においては、前年度に比較して若干の改善が見られたが、まだ厳しい状況水準にある。今回各課の審査をして、職員各自が財政の健全化に対する意識向上が確実に上向いていると感じられることから、引き続き高い意識を持って健全財政運営に努めてほしい。

また、県内でも高いランクにある町債残高についても、着実に返済に努力を重ね、今年度も5億7千万円を償還し、残高を約102億円に圧縮したことは評価したい。

さらに、社会情勢が不安定で税収が落ち込む中、限られた財源で各種ハード事業を実施したり、国の緊急対策補正予算の有効活用により、町民の要望事項についても応えることが出来たことは、まちづくりを着実に推進していることと考えられる。

今後も厳しい財政状況ではあるが、職員一丸となり、最小限の経費で、最大限の効果が発揮できるような財政運営に取り組んでいただきたい。

- 2 定住・二地域居住事業については、県の重点施策であるこの事業は、県も町も顕著な成果はみられなかったが、町は独自に目黒区との交流事業を実施して徐々に成果を上げている。今後は両事業の実効性などを見極めながら推進していくべきと思われる。
- 3 少子化対策については、全国的に社会問題化しているなか、町は、妊婦検診助成拡大事業、すくすく赤ちゃん応援事業、多子世帯養育支援事業など11項目の少子化対策事業を推進し一定の成果を上げていることは評価できる。

さらに、平成21年10月からは小学校6年生まで医療費の助成を拡大するなど子育て応援体制が強化されることは、子育て中の町民には心強い施策である。今後は事業の内容を検証しながら推進すべきである。

- 4 町営バス事業については、アンケート調査により、住民の声を反映させた運行路線の改善、また地域公共交通会議の開催など幅広い検討もなされている。検討結果を基にさらに利用者の利便性が図れるようなバス事業を展開し成果を上げていただきたい。
- 5 町税収納全般については、平成20年度は徴収率が若干下がっているが、ほぼ前年並みである。なお、軽自動車税のコンビニ収納においては、納税者の利便性は図られてはいるものの、費用対効果などの問題点もある。今後は徴収方法について、さらに検討を加えながら未納対策を考えるべきである。
- 6 滝桜観光対策については、協力金も3年が経過したことで、種々問題点も指摘されてきた。今後は関係者と意見を交わすなど、反省点を踏まえその対応策を講ずるべきである。
- 7 公社2社の経営状況については、2社ともに経営改善の成果が見られてきてはいるものの、さらに努力を重ね、経営の安定化にむけて取り組むべきである。
- 8 保育料の未納については、年々増加傾向にあることから昨年も指摘したところである。認可外保育所については減免規定が確立されたことから、今後はその規定により未納額が少なくなるよう努力すべきである。
- 9 下水道事業については、接続に向けた戸別訪問及びアンケート調査など実施していることから、引き続き未接続者の解消に努めていただきたい。
- 10 宅造事業については、定期借地権の推進及び分譲価格の再検討により、売却に向けて更なる努力をしていただきたい。

以上が結びであります、「付記」として、各会計地方債等残高一覧表、債務負担行為額、地方交付税等の推移については、別紙の通りであります。

以上で報告を終わります。

……………・・ 議案の委員会付託 ・……………

○議長 日程第8により、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております「議案第61号から議案第85号まで」は、お手元にお配りしました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会にそれぞれ付託することに決定いたしました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるようお願いいたします。

……………・・ 陳情事件の委員会付託 ・……………

○議長 日程第9により、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件の委員会付託につきましては、お手元にお配りしました陳情事件文書表のとおり、常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって陳情事件文書表のとおり、常任委員会に付託することに決定いたしました。

……………・・ 報 告 事 項 ・……………

○議長 日程第10、報告事項について。

報告第4号、平成20年度三春町事務概況報告について。

報告第5号、平成20年度財政の健全化に関する比率の報告について。

報告第6号、平成20年度三春町土地取得基金運用状況報告について。

報告第7号、平成20年度三春町高額療養費貸付基金運用状況報告について。

報告第8号、平成20年度三春町第三セクターの経営状況報告について。

町長より報告がありましたので、お手元に配布しておきましたので、ご了承願います。

……………・・ 散 会 宣 言 ・……………

○議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会いたします。大変ご苦勞様でございました。

(閉会 午前10時52分)

平成21年9月4日（金曜日）

1、出席議員は次のとおりである。

1番 萬 年 智	2番 影 山 初 吉	3番 渡 辺 泰 譽
4番 佐 藤 弘	5番 儀 同 公 治	6番 日下部 三 枝
7番 三 瓶 正 栄	8番 陰 山 丈 夫	9番 上 石 直 寿
10番 渡 辺 渡	11番 佐久間 正 俊	12番 小 林 鶴 夫
13番 佐 藤 一 八	14番 渡 邊 勝 雄	15番 柳 沼 一 男
16番 本 多 一 安		

2、欠席議員は次のとおりである。

な し

3、職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 原 毅 書記 影 山 敏 夫

4、地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副 町 長	深 谷 茂

総 務 課 長	橋 本 国 春	財 務 課 長	村 上 正 義
住 民 課 長	佐 藤 哲 郎	税 務 課 長	佐 久 間 收
保 健 福 祉 課 長	遠 藤 誠 作	産 業 課 長	新 野 徳 秋
建 設 課 長	影 山 常 光	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	吉 田 功
企 業 局 長	橋 本 正 亀		

教育委員会委員長	深 谷 信 吾	教 育 長	橋 本 弘 (午後欠席)
教育次長兼教育課長	大 内 馨	生涯学習課長	加 藤 康 子

農業委員会会長	影 山 喜 一
---------	---------

代表監査委員	野 口 邦 彦
--------	---------

5、議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成21年9月4日（金曜日） 午前10時開会

第 1 一般質問

6、会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時）

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 ただいまより、本日の会議を開きます。

..... ・ ・ 一 般 質 問 ・ ・

○議長 日程第1により、一般質問を行います。

議会の申し合わせにより、一般質問は、質問席において、一問一答により行います。

質問の全体時間は、再々質問まで30分以内の時間制限であります。

通告による質問を順次許します。

12番小林鶴夫君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○12番（小林鶴夫君） 本日は多くの町民の皆さんに傍聴をいただき誠にありがとうございます。どうか最後までお聞き願いたいと思います。議長の許可のもと質問通告に従いまして大きく2点について質問いたします。

第1点は三春町における地方分権についてです。今回の衆議院の総選挙では、政権交代が前面化されたため4年前の郵政民営化に絞られた感のあった選挙や、それ以前のお願い型選挙と異なって、いわゆる政策目標を掲げたマニフェスト選挙が本格的になったのではないかと思います。各党はいろいろな政策を掲げておりましたが、一般の国民には直接関係無いと思われる地方分権について自民党より出馬要請のありました宮崎県の東国原知事や大阪府の橋本知事などが地方分権についていろいろと意見を出されておりました。このような関係がありまして地方分権が大きな政策話題となった感じもいたします。8月7日には地方6団体であるリーダー的な全国自治会が地方分権について自民、民主、公明の3党と公開討論も開いておりました。それに基づいて採点までしておりました。地方全国知事会ではちょっと変な言い方ですけど、ぼったくりバーだと揶揄される国直轄の負担金の軽減だとか権限と財源を協議するために国と地方の協議間を法制化しろとか、いろいろな意見が出ておりましたけれども、一般の国民は何のために地方分権が進められるのか、地方分権によって何が社会がどういう風になるのかというのがよく分からないんだと思います。行政の国の下には都道府県があってその下に基礎自治体となる市町村があって、いわゆる国、都道府県、市町村と3層構造になっているんですけども、今回は国と都道府県の話だけで市町村レベルではどのような意見があるのか多くの一般の人にも分からなかったのではないかと思います。地方分権については平成14年の小泉改革が提唱した今となっては「三位一体の改革」だけは皆さん知っていると思います。使い道が限定される補助金、使い道が自由な地方交付税、税源を移譲して地方分権をするんだと言っておりましたけれども、同時に平成17年合併すればある期間国からお金を貰える合併特例法などで平成の大合併が行われました。これも地方分権の一環と言われますけども、国から見れば諸費用の節減が目的でなぜ地方分権なのか一般の人には分かりづらかったと思います。ここで質問ですけども、1番目は小泉内閣が継承し実施した「三位一体の改革」は、我が三春町にどのような良い面と悪い面があったか具体的に分かりやすくお聞かせ願います。2番目は我が三春町は近隣とは合併せずに小さな自治体として自主自立の道を選び今日に至っておりますが、良かった面とそうでなかった面がありましたらお知らせ願います。3番目に民主党を中心にした新しい内閣が出来ますけれども、民主党はマニフェストで国から地方へのひも付きの交付金を廃止して、自由に使える一括交付金にすると言っておりますけども、それはひも付きゆえに申請だとか報告だとかで関わる経費とか人件費が削減できるんだと謳っておりますけれども、小さな自治体である我が三春町が地方分権に対してどのような要望があるのか、またその内容をどのように伝えていくのか

具体的にお聞きしたいと思います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 12番議員の質問にお答えいたします。

まず第1点目についてであります。三位一体の改革は、ご存じのとおり、「税源移譲」、「地方交付税の削減」、「国庫補助負担金の削減」の三つを同時に進めて、地方分権を進めるものであります。

この改革は、一般的には、地方財政の効率化が図られ、また、地方の自由裁量が増える、その一方、地方の歳入は減少し、地方間の財政力格差が拡大したとも言われております。

三春町においてはどうかでございますが、税源移譲に伴う地方税の増収はあったものの、それ以上に地方交付税が削減され、補助金の一般財源化による負担増がありました。税源移譲の額よりも交付税の削減額等が大きかったことから、地方の観点からするとデメリットの部分の重くのしかかり、結果的に厳しい財政運営を強いられたということでございます。

次に2点目についてであります。三春町では、町民や町議会、町執行側の三者で検討を重ね自主自立の道を選択したものであり、その結果の良し悪しについては、現時点で評価できるものではなく、長い時間をかけて町民の皆様判断をしていただくものであると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に3点目についてであります。三春町では、今のところ新政府に対する要望を独自に行う考えはありません。

ただ、県や町村会などで要望活動を行う場合は、十分な議論を重ね足並みを揃えていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 再質問があればこれを許します。

小林鶴夫君

○12番（小林鶴夫君） 特に再質問ではございませんけども、三位一体の改革は評判どおり小さな町に限らず、自治体には非常に影響が大だったということは理解いたしました。ありがとうございます。

○議長 第2の質問を許します。

○12番（小林鶴夫君） 2点目の質問は3つのテーマになりますので少々長くなりますけれども、ご了承願いたいと思います。これは地方分権の一環と思われますけれども国の総務省が19年に全国の都道府県と市町村に対して募集しました「頑張る地方応援プログラム」についてであります。やる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより、魅力ある地方に生まれ変わるよう自ら地方独自のプロジェクトを考え、前向きに取り組む地方自治体に対して地方交付税等の支援措置を講ずる施策であります。平成19年分で全国から6,200件近くの応募があったようですが、我が三春町からは3つのプロジェクトが提案されております。国はそれらを公開することを原則としておりますので、町のホームページにも掲載されておりますので、ご覧になった方も多いことかと思えます。一つ目は「みはる結婚、子育て支援プロジェクト」二つ目は「みはる定住促進プロジェクト」三つ目は「農業観光などの地方資源を活かした交流プロジェクト」でございます。それぞれは平成19年から21年の3ヵ年の期間となっており、終了まで半年となりましたので、提案のそれぞれ細かな項目ごとに具体的内容と必要な予算が明記しておりますが、それを全部聞くということ

ではなく、一部の事業の成果と見通しについて質問いたします。

一番目は「みはる結婚、子育て支援プロジェクト」です。目的の概要は町の人口減少と少子高齢化が大きな問題となっている今日、自主自立の町として今後も継続発展するために次世代を担う子供たちの育成を目的とした施策ですが、これに傾注する必要がある行政、企業、地域社会が一体となって結婚から出産子育てまでを支援する取り組みですが、事業内容は多岐に渡っておりますので具体的な目標を掲げております出生率が平成18年の130人を基準に19年度135人、20年度140人、今年で145人と年あたり5人の増加目標となっております。婚姻数は平成19年には75件、平成20年は80件、21年は85件とこちらも年5件の増加目標となっております。それらの目標はどのような根拠で決められたのか、それらの成果と見通しについて伺いいたします。また、このプロジェクトは妊婦検診助成とか乳幼児の医療費助成、ファミリーサポートの支援など多岐にわたっていて総事業総額が2億8,560万となっております。それぞれの費用については伺いませんけれども、婚姻を進める「ふれあい事業」に要した費用はどのくらい要したのか、またその費用対効果についてどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

それから2点目に「みはる定住促進プロジェクト」ですがけれども、目的の概要は急速な少子化の進行や人口減少問題は我が町のみならず日本社会の全体に大きな影響を及ぼしており、地域社会での活力低下を引き起こして、今後の町民生活においては切実な問題となり、その度に定住を促進し人口減少に歯止めをかけ自主自立の継続発展する町づくりを目指すという取り組みでございます。事業内容といたしまして情報通信基盤整備、企業誘致促進、定住・二地域居住推進、町営バスさくら号の利用増となっております。具体的目標となっております光ファイバ普及率を平成18年の60.9%から今年で80%、田村西部工業団地の三春分の分譲率を平成18年の57.8%から今年で70%とすることになっております。その結果と見通しについて伺いします。また企業誘致に関して3年間で2億2,800万近くの実業費が計上されておりますけれども、町が負担する分、県国からの補助がどのくらいあったのか、またこの投資した費用に対して効果はどのように考えているか伺います。

定住・二地域は自然環境への意識の高まりや、ゆとり、安らぎといった心の潤いを求める人の価値観の多様化が進んでおり、特に首都圏など都会に住んでいる人達が今後田舎暮らしを求める人が増加するので、ずっと住んでもらう定住と、今までの家を持ちながら週末など住んでもらう二地域居住の受け入れ体制を整備する事業でございます。居住促進で世帯数を平成18年の4月の5,623世帯から22年4月では5,700世帯のこの3年間で76世帯の増加を掲げておりますけれども、今年1月現在で既に5,736世帯、世帯数だけ見れば目的を達成したんではないかと思えますけれども、平成18年の3月時点では広報によりますと既に5,740世帯となっておりますので、4月に117世帯も転出したということで、世帯数だけ見れば元に戻ったに過ぎないのかなと思えます。ここら辺は世帯数だけではなく人口を目標とするのが適切ではないかなと思えますが、そこらへんについて伺いします。

また定住・二地域居住の予算は3年間でわずか130万ほどですが、体制の整備に対しては少なすぎる感がありますけれども、具体的な整備の内容について伺いします。また三春が好ましいと自ら来られた世帯がどのくらいあったのかについても伺いします。

3番目は農業、観光などの地域資源を活かした交流促進プロジェクトです。我が三春町は美しき豊かな自然の恵みと歴史、伝統、文化、地域の財産がたくさんございます。これらを

大切に三春のまちづくりを進めておるんですけれども、滝桜のシーズンには全国から30万人余りが訪れております。近年は桜以外の季節にも観光客が増えつつございます。これから観光客と消費者の好みに応じた新鮮で安心安全な農産物の生産による農業と連携することによって地産地消の拡大や地域ブランドの登場で幅広い産業振興として雇用の創出、リピーター観光客を含めた交流人口が不可欠です。そして中山間等直接支払交付金を利用して集落営農の支援展開で農業粗生産を平成17年度の17億7千万円から今年21年には1億円増の18億7千万にする目標となっておりますが、今までの実績と本年度の見通しについてお伺いします。また3ヵ年の予算は2億6千万近くとなっておりますけれども、これについても町の負担、国県の負担について、また費用対効果についてお伺いします。あとこのプロジェクトでは、通年型観光と観光情報の発信事業によって観光入れ込み客数を平成18年の72万8,434人から本年度は75万287人の2万1,852人の増加を見込んでおりますけれども、この目標人数はどのような根拠で算出したのか、また実績と見通しについてお伺いします。この予算が3ヵ年で1億4,900万円近くになっております。これについても費用対効果についてお伺いします。

最後にこれらのプロジェクトの頑張り成果に対して、地方交付税の割増し措置があるようですが、3つのプロジェクトに対してどのくらいの金額が交付されるのか試算の見通しがありましたら教えてください。

以上長くなりましたがよろしくお願いします。

○議長 通告質問番号に違いがありましたけれども、その辺を十分整理をしながら第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

深谷副町長！

○副町長 第2の質問にお答えいたします。

「頑張る地方応援プログラム」は、独自のプログラムを自ら考え、その施策を展開する地方自治体に対して、国が支援する制度であり、プロジェクトに取り組む経費については、特別交付税で、平成19年度から21年度までの3年間、財政力に応じて、単年度で3,000万円を上限として措置され、また、普通交付税では、平成21年度で6,233万円が基準財政需要額に算入されたことになっております。

国と町の負担額についてであります。全体で出ておりますので前もってお話を申し上げておきます。国の支援は、事業個別に算定されるのではなく、この交付税全体で措置されているとご理解をいただきたいと思っております。

まず、1点目の「みはる結婚、子育て支援プロジェクト」についてであります。町独自の施策は、平成20年度から実施されたものが多く、短期間で成果が見えるものではなく、今後、長い目で見守りたいと考えておりますが、19年度と20年度を合わせた目標と実績の比較につきましては、出生数が275人に対して244人、婚姻数が155組に対して147組でありました。また、出生数と婚姻数の数値目標ですが、これらの施策は、結婚、子育てを側面から支援するもので、こうなりたいという期待値を含んでいるものであるとご理解をいただきたいと思っております。

次に2点目のふれあい交流事業につきましては、昨年は、夏・冬2回実施しており、実行委員会に対して、60万円の補助金を交付しております。

次に3点目の「みはる定住促進プロジェクト」における、田村西部工業団地の三春町分の分譲見通しについてであります。平成18年度に分譲率57.8%を、平成21年度

70%に上昇させる計画に対しまして、本年8月現在の分譲率はほぼ近い数字であります
68.7%となっております。

次に4点目であります、定住・二地域居住推進事業の受入体制といたしまして、利用可能な空家の情報を提供したり、空家改修に対して1件当たり10万円の報償を支給するなど、総額30万円の予算を組んでおります。また、これは県の事業になりますが、三春の里田園生活館のコテージを利用して、数日間滞在しながら、農作業体験などを通して、居住希望者の不安を解消する三春町定住・二地域居住お試しプログラムを用意しております。

現在まで、定住・二地域居住推進事業での居住実績はありませんが、いろいろな縁があって三春町の農村部に新しく居住された方がいることは承知しております。

次に5点目の「地域資源を活かした交流促進プロジェクト」における農業粗生産額、農業産出額の実績と本年度の見通しについてですが、平成17年度の農業粗生産額が17億7千万円で、平成18年度は17億8千万円となり、わずかに増えております。

平成19年度以降は、統計方法が変更となり市町村ごとの数値は算出されなくなったため、そのため19年度以降については不明であります、ほぼ横ばいの状況にあると推測しております。なおこの粗生産額の中身には、直売所等の販売実績そういったものは算入がされていないということもございます。

次に6点目の観光入れ込み客数の実績と今後の見通しであります、福島県観光統計調査をベースにこの数値をはじいております。それによりますと、平成18年の72万8千人に対して、平成20年は、8万人ほどの減少となっておりますが、調査対象外のイベントや集客施設もありますので、年間100万人程度は見込めるものと考えております。

また、観光情報発信事業につきましては、観光客等への案内を充実させるため、三春町観光協会のホームページ作成事業を支援するものであります。

なお、これら三つのプロジェクトに係わる交付税につきましては、冒頭で述べたとおりでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 再質問があればこれを許します。

小林鶴夫君

○12番（小林鶴夫君） 今の答弁で非常に成果が上がっているもの、まあやっぱり大変だなと思うものいろいろあります。ありがとうございます。

ちょっと私の私感になりますけども、二地域定住による人口増、通年型観光の増に対してはやはり、的確な情報をたくさん発信するのがいいと私は思っております。滝桜には30万人が狭い場所に来るわけですから、その時に二地域居住の問題とか、昨日の議会でもちょっと話題になりましたけれども、町が造成している宅地40件以上余っているんですけども、昨年で売れたのはたった1件だという報告昨日ございましたけれども、そういう情報あるいは民間の宅地もいっぱいございます。それらを含めた情報をあのところに発信すれば結構効果があるんじゃないかと思っております。

それからあと先週の土曜日8月29日に三春病院で子育てボランティアの養成講座がございました。その時も3世代交流の時町長に出ていただいてありがとうございました。そのとき佐賀県からわざわざ見学に来た女子大の教授がいらっしやいましたので、帰りに「滝桜をご存知ですか」と申し上げたら「知らない」というので、滝桜の葉桜の所に案内しました。その時鹿児島からドライブに来てたご夫妻もいました。私、葉桜の時、紅葉の時によく行くんですけども、結構桜のシーズン以外にも来ておりますので、あそこに観光情報とか町の

情報を発信できる設備をおけば良いのではと思っております。これは産業課の方にも提案いたしましたけれども、そういうような格好で細かな情報の発信というか行動の積み重ねが人口増ないしは観光増、しいていえば町の活性化に繋がるのかなと常々考えておりますので、そこらへんに関して町の考えがありましたらお伺いしたいと思います。以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

深谷副町長！

○副町長 確かに議員さんおっしゃるとおり町の活性化に向けて、二地域居住、観光そういった様々な町の取組んでいる実施事業につきまして、ホームページその他の媒体を使いながら積極的に情報を発信してPRに努めて行きたいと考えております。よろしくおねがいたします。

○議長 再質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 4番佐藤弘君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○4番(佐藤弘君) 先に通告してあります2点についてお尋ねをいたします。

1点目は新型インフルエンザについてであります。第1に世界中に広まった新型インフルエンザ、日本においても例外にあらざる全国的な広がりを見せております。三春町でも患者が出たと聞いております。このような今日の状況について当局としてどう考えられているのかお尋ねいたします。第2に8月29日付けの朝日新聞では10月に発症ピークと掲載されております。町当局の対応策事前・事後についてお聞かせ願います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤保健福祉課長！

○保健福祉課長 ただ今の質問にお答え申し上げます。

1点目の新型インフルエンザの今日の状況についてであります。三春町でも8月下旬に感染者が確認され、現実的な問題となってきました。

さて、今回の新型インフルエンザは、ご承知のとおり毒性が弱く従来の抗ウイルス剤の治療が有効だといわれております。従いまして、今のところは特に不安を抱く必要はございません。ただ問題なのは秋以降第2波といわれるような大流行の危険があるのではないかという話がいろんなところから今出ております。この場合に何が問題になるかということでございますけれども、新型に対しては殆どの方が免疫を持たないということでそこが一番問題でありまして、感染力が強く、一度に多くの感染者が発生した場合それに併せて秋以降の本格的な流行があった場合かなり問題になるだろうと、これはマスコミが報じている通りかと思えます。これがまん延した場合でございますが、慢性疾患を持つ方や、抵抗力の弱い妊婦、乳幼児、高齢者の方にとりましては感染の機会が増えますので心配な点であります。更に、多数の患者が同時に発生するということは、医療機関の外来患者が急増し混乱することも予想されます。そのため、入院治療が必要となる重症患者を受け入れるための入院病床についても、場所や数の確保が求められます。

以上、あらましについて述べさせていただきましたが、町としては、一度に感染が広がらないような予防策をとりながら、まん延時の医療の確保について検討し、十分な準備を行ってまいりたいと考えております。

2点目の対応策について申し上げます。町のこれまでの取り組みといたしましては、4月

27日に新型インフルエンザの相談窓口を開設しました。

5月11日には三春町新型インフルエンザ対策本部を設置して、消毒剤や感染防止マスク等の必要物品を備蓄する一方、学校や公共施設などに消毒剤を配置し、感染予防に努めてきました。既にこれらについてはいろんな新聞で報道されている通りです。また、町民の方々にはこれまで広報やチラシ、ホームページや防災無線によって周知を図ってきたところであります。

さらには、万一感染が拡大した場合に援護が必要となる方々、これは一人暮らしや高齢者の方々ですが、そういう方々の所在を把握して、地域で対策できるような組織づくりを進めて参りたいと考えております。

問題となります医療の確保については、広域的な対応が必要になりますので、現在田村医師会のほうからいろいろ提案がございまして、田村市、小野町とで対策協議会を設けて広域的に対応していくというような方向で調整を進めているところでございます。

今後は本格的な流行に備えて、まん延期の非常事態の体制づくりに取り組みたいと考えております。その中で近い将来発生が懸念されている鳥インフルエンザなど強毒性のインフルエンザにも対応できるよう考えておりますので、町民の皆様におかれましては、冷静に対応していただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。以上です。

○議長 再質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番（佐藤弘君） かなり新型のインフルエンザ、具体的に知らないから不安ということが多いと思うんですけども、三春町でも発症というんですか患者が出た。ただ我々もそうなんですけれども、いったいどこの人なのか、どこの町なのかというのがすぐ頭に浮かんでしまう。従ってその地域ではどうなのか、どういう対応をされているのか、もしかしたら自分の家の隣で起きてるんじゃないかと、ということも含めて疑心暗鬼になりがちだと思うんです。そういう意味で町の対応としては、今回も9月1日にですね町内で新型インフルエンザ発生ということで、各戸にこれは三春町保健センター発行ということで配っていただいておりますけれども、これを見て分かる人は私はまだ良いと思うんですけども、先程お話にあった一人暮らしの人の確保を今していると、何かあったときにいろんな対策と言いましたけれども、一人暮らしの老人それから老人世帯の方に事前にこのチラシの内容で良いですけれども、口頭でやっぱり訪問をして話をするくらいでないと徹底はしないんじゃないか、従って今後の問題として一つ具体的な対応策として考えていただきたい。あとはですね厚生省なんかでも子供の問題も含めて、要するに持病のある小児患者の親を集めて感染防止対策などを説明する予定があるというようなことを言ってますけれども、町としてもこれに似たような対策ですね、具体的に持病を持っている、また糖尿病の患者の方含めてチラシだけで読んでもらう、または防災無線を聞いてもらえば分かるということだけでなく、直接本人に会って話をするとか、そういうことが必要になってくるのではないかと思います。更に先程対策本部の関係なんですけども、対策本部はどういうメンバーで作られておるのか、また対策協議会という言葉も出ましたけれども一般的には医療機関等含めて考えられてまた実証されているんだろうと思うんですけども、いざとなった時にやっぱり全体的に対応できる、考え方としては医療機関は当然でありますけれども、事業所ですね会社を含めた事業所も含めて一緒にそういう協議会、委員会こういうものをきちっと作っておくべきではないか。当然議会も入ると、また区長さん代表の区長さんでも良いですけども入る。そういうもの町内だ

けでなく、地域全体的な広がりを見越した対策委員会というか、それを作るべきだと思うんだが、それはあるというならいいんですけども、それらについて具体的にお聞きをしたい。さらに特に心配なのは、公表の問題なんですけどもどこまで公表できるのか要するに先程も申し上げましたけれども、「三春町で患者が出たよ、どこの人だろう」それが全く分からない、分かれば混乱に不安を掻きたて混乱に陥るそういうことも考えているのか、それともやはり不安混乱よりも事前にきちっとその回りを固めて、そこから更に拡大をしないようにしていくそういうものがきちっと出来上がっているのか、要するに患者が出た家、患者が出た近辺そこにすべて今回対策がなされてきたのか、そういうことを具体的にお聞かせを願いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤保健福祉課長！

○保健福祉課長 今5点ほど質問がございましたので順を追ってお答え申し上げます。

まずこれを考えるに当たって新型インフルエンザの捉え方なんですけれども、結局新型というのは昔からあったものではないことは当然字を見て明らかですけれども、だから免疫性がない。だから1回かかれば人間の体は上手くできていますからそこは何とか乗り切ることが出来るわけなんですけども、そういうことでそれがその人の体に入っていって発症するかしないかは個人差があるわけですね。それがあるとこだけにあるのかということ、もうそうではない結局世界中が繋がってるわけですね。こういう考え方あると思うんですけども、例えば今三春町民の方で外国の会社に出向になってる方がいると、そのところに家族が行ってきたとか、それから東京に用事があって行ってきたとか夏休みで、もうどこに居たってそのものにかかる可能性あるわけですね。ですからこの人がかかったからここに封じ込めればそれでOKかということそうではない。だから感染症というのだと思うんですけども、インフルエンザというのはそういうものだと、まずもって考えていただきたいと思います。一人暮らしとかなかなか自分で対応が難しいとかいう方に個別にという話がございますので、それらはこれからの対策の参考にさせていただきたいと思います。2番目の持病のある方については、いろんな病院の話を聞きますとそれぞれ例えば糖尿病でかかっている方、それから透析を受けている人だとかそれぞれの医療機関が対応しているんですね、こういう場合には連絡くださいとか、相談くださいということで電話連絡先から何から何までやって、紙を渡すところまでやっている。そういうことですのでそれを補完するような意味合いの行動はとってまいりたいと思います。それから3番目の町の対策本部のメンバーでございますが、こういうものが大流行した場合は町をあげて対応するような話になるかと思いますので、町の3役それから全課長をもって構成し、そのほか特別対策本部員ということで警察、消防それから医師会等の関係の方にも入ってもらっています。それから4番目の今検討が進められている対策協議会ですけれども、これはどういうことかと言いますと、例えばそういう問題が大流行してその時に田村地域以外からどこからか先生が来てくれるのかということ、全国で今先週の新聞だと先週1週間で15万人が出たと、どこでも自分とこの対応で精一杯な状態になるんだと思います。そうすると頼りになるのは自分たちの地域に住む開業医の方々ですね。それでその人達を作っている医師会の方がどういう対応をするか。ある病院の所にかかりつけだからといってそこに行ったら一般の病気の人と一緒にの対応をしなければならない。そうすると一人が何百人を診ることは不可能ですから、例えばやり方としては流行の度合いによって違

いますけども、例えばどここの町については今日の当番は誰々先生と誰々先生、もうその人についてはインフルエンザしか診ないと、重症の患者は入院してもらい、それから重症でない方は自宅で療養してもらいという対応になります。そういう体制を取るのには広域的な体制を取ってお互いに融通しあっていないとそれは難しいわけです。そういう体制は他の地域では難しいと思いますが、今般医師会の活動が活発になってきて我々も医療に携わる者として、そういう体制を地域を上げてやっていかないと、この秋口以降の対応はできないだろうと、そういうことがありますのでそれを具体的にしていこうと今対応しているところでございます。当然事業所それから区長会とかいろんなありとあらゆるものを対象に組織化して物事が徹底するようなものにしていく必要があるのではないかと考えております。5番目のどこから出たんだという公表の関係ですけれども、これは基本的にはどここの誰かは公表しない。最初に申し上げたように結局その人を封じ込めればもうそれで解決する話じゃなくて、ここにも菌があるかもしれないんですね。そこんとこで誰々がかかったからみんなそこからという、悪く言えばいろんな問題を起こす可能性が出てくる。みんなその可能性あるんだという前提で町に出たことは事実なわけですから、その辺でとにかく自分たちの問題として考えていくべきだろうと我々は考えております。そのところはご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番（佐藤弘君） 非常に難しい問題だと思っておりますけれども、患者は出たが公表はしない。それはそれで良いんですけれども、ただその時にその近くといいますか、地域の人らが即とらなければならない予防対策も含めてですけどね、そういうことはやらなくてはいいのか。やるとすれば誰がそれを伝えるのか、ある意味では家族が感染しているのかどうかは医療機関ですると思うんですけれども、その近くの地域なりを何もしなくて良いのか。その辺が引っかかる場所なんですよ。確かにどこのうちの誰がということになると、そこだけ集中してというそういう問題ではないと思うし、その人は発症したということで医者にかかって治るということなので、問題なのはその他に感染する恐れがある区域なり、そういうのを誰が判断するのか、保健所が判断するのか医療機関が判断するのか、判断して行政に来るのかその近くの人に誰が予防関係含めて周知徹底するのかその辺だけ最後にお聞かせ願いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤保健福祉課長！

○保健福祉課長 非常に大事な問題だと思いますが、こういう考え方があるんですね。例えばこういうところでいろんな行事やってその中の人に発生したケース聞きますと、結局子供がかかってしまったと、夏休みの行事で何十人かそこに居たと。その母親はそこに居た人達に「うちの子供がこういうものにかかったようなんだけれどもちょっと気をつけてくださいね」という話で、結局行政は公表しないと色々な問題が発生するので、現実にはその関係者はうちの子供がかかったからそっと黙っていようという話よりはむしろ逆にそれが地域の力なんだろうと思うんですけれども、そういう社会的なネットで連携が取れてる部分があるんですね。それに頼ってられるのかという問題がありますけれども、それがある程度広がり持ったときにどういう対応するかになれば、関係者でといいますか今対策協議会とか

いろんなもの作ろうという話しありますけれども、そのところでルールを決めるしかないんですね。みんなが納得してそれならば良いだろうということになればですが、分からないと自分たちの対応出来ないんじゃないかと話しになればそのところでその人だけ阻害されたりするのが一番今恐れていると。ただ今は三春町の中で起きましたよという話になっただけ良いんですね。今までの報道は県北地区だとか県南の何歳の人かも分からないわけですね、どこの人かも分からない、だから県の会議で出ましたというだけで、どこの誰かという質問に対して「答えられません」と言ったら、会議に出た人が「何のための会議なんだ」と怒った人がいたと聞きましたが、それよりは自分の身近な問題になってきていますからそこはこれからの対応の中で、どういう方法で対応していくのかは考えさせていただきたいと思います。今の意見については十分参考にさせていただきたいと思います。

○議長 第2の質問を許します。

佐藤弘君！

○4番（佐藤弘君） 小中学校の学力についてであります。第1に全国学力調査の結果が発表されました。全国での順位が問題でなく、子供たちに対する教育がどうだったのか、三春町のそれぞれの小中学校の学力テストの結果に対して教育委員会として教育現場をどのように考えているのかお尋ねをいたします。

次に小学校より中学校のほうが子供たちの学力に大きな差がつくようではありますが、その対処方法はどう取られてきたのか、今後の対策も併せてお尋ねいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本教育長！

○教育長 ただ今の4番議員の第1の質問にお答えいたします。

文部科学省の学力調査は、4月に小学6年生と中学3年生に実施されまして、8月28日にマスコミ報道でご存じの通り、全国学力・学習状況調査の結果が発表されました。

三春町の状況は、これから詳しく結果を分析して、昨年度と同じように広報みはるでお知らせしたいと考えています。今のところわかっていることは簡単に正答率を比較すると、小学6年生は、昨年よりはやや伸びておりますが、全国や県平均とほぼ同じ値でした。

中学3年生は、国語は新聞で発表された全国1位の県とほぼ同じ値でした。数学はさらに良い値を示しております。この結果は、各学校で、学力向上を学校教育の中心に据え、昨年度のテスト結果を分析し、授業の工夫改善と授業研究会を通して、学校の教職員上げて指導力向上の取り組みの結果が現れたものと思っております。また、基礎・基本を確実に定着できるよう、繰り返しの指導や授業以外での一人一人の個に応じた指導、家庭学習の習慣を図る取り組みが成果を上げたものと考えております。

学力テストで計れるのは、学力の一部分であることを再確認し、テスト結果のみに左右されることなく、知・徳・体のバランスのとれた教育を今後とも推進してまいります。

次に第2の質問にお答えいたします。中学校では、教科がより専門的になり、学習内容も高度になります。単に知識を理解するだけでなく、身に付けた知識や技能を活用して課題を解決する学習も多くなります。このようなことから、生徒の学力の差が大きくなるのではないかといわれることがあります。

三春の教育は、一人一人を大切にすることを基本としております。少人数学級の良さを活かし、全員が学習指導要領に定める内容を理解し、確実に身に付けられるよう、一人一人の個に応じた支援を行ってきております。今回のテストにおける正答数分布グラフや平均値か

らのばらつきを示す標準偏差からも、三春町の中学生においては、学力差が大きいとはいえない結果でした。

一人一人の学びが保障され学ぶ喜びと楽しさを覚えながら、毎日の学習に取り組める子供を育てたい、これは三春町の教育の願いです。そのために各学校では真剣に努力を重ねて取り組んでおり、子供たちは安定した生活を送っております。今後とも、少人数学級の良さを活かし基礎・基本がしっかりと身につくことに重点をおき、チームティーチングや少人数指導、また習熟度別学習などによって、一人一人の個に応じた興味・関心に応え、一人一人の良さを引き出すことに努めてまいります。

そしてさらに伸ばせるよう現在の取り組みを充実発展させるよういっそうの工夫改善を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長 再質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番（佐藤弘君） 再質問いたしますけれども、小人数学級の良さという言葉をほとんど県などで決められてる学級の人数とは決まっているので、問題なのはそれで良くなったということではないと思うんです。その辺がちょっと引かなかったんですけれども、最初の答弁は少人数の良さという、そして最後の方に小人数学級の良さとここに学級が入ったもんですから、小人数学級は30人そういう小人数の学級というのは県内であれば同じである。同じであれば同じ結果になるということではなくて、やっぱり三春の教育の仕方なんではないかと思うんです。そういう意味で三春の教育の仕方の良さというのか、そういうものが私はあるだろうと思うんです。やはりそのことは今後中学校なんかは特に統合問題控えてますので、私はやっぱりそれに繋げていく、従って具体的に今教育現場でやられている方法といいますか、先生たちこういうのを取組んで、こういうのやってる、その結果先程のお話のあった内容ですよというものを、きちっと総括をするとか捉えて引継ぎをしていくとか、特に私は新たなことをやるということでもなくてもいいだろうと思うんですよ。下手に新たなことをやることによって現場の先生方がまたこれやれ、新しいのこれやれそれで疲れてしまうという、新しい取り組みというのは非常に疲れると思いますので、そういう意味で、もう一度少人数の良さなり、今後今やられていることをきちっと捉えてそれを先生が変わっても、教育現場できちっと引継ぎをして展開をしていくと、そういうことをやっていただきたいと思いますので、それについて考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本教育長！

○教育長 お答えいたします。今お質しの通り国の学級基準というのは今のところでも40名でございます。それで福島県としては小学校1、2年、中学校1年生は30人学級、31人以上いればそのクラスを別けるということになっております。それ以外の学級は33人程度学級、つまり33人を超せば二つに別けてもよい、別けなくてやってもよいということが福島県の実情でございます。それを三春の小中学校に当てはめて見ますと、30人学級で31人を超すからクラスが別けられるという学校は、三春小、三春中、岩江小中の一部についての学年だけでございます。たいていは30人を割っている、それから33人以上の学級になることはないという学校規模でございます。それで少人数学級の良さというのは先程も少し述べましたが、子供たち一人ひとりの要求、関心に時間を持って担任が当たることが出来る。そうしますとなかなか問題が解けなくて勉強に興味を示さなくなる子供が少なくなる。

ということではいろんな手を尽くして勉強が解からないから学校が嫌だというようなことを無くそうとしているわけでございます。具体的に申し上げますと、町内の学校等で取組まれている取り組みこれは各学校独自に工夫を凝らしてやっております。それを述べてみますと、宿題をきちんと与えてそれをきちんと子供に返してやるというようなこと、朝の読書活動、昼の短時間でのドリル学習、それから学校図書館を活用した計画的な授業それから中学校では放課後や夏季、冬季休業中、小さな学校ではほとんどの子供が全部の子供が部活動に休みでも登校しております。そうすると学校では部活動だけでなく学校の図書館の中で相談学習とか質問学習というものを全部の教師がやっております。それらが中学生の学力の差を小さくすることに繋がっていると考えておりますので、今まで取組んだこれらのことをこれからもさらに充実発展させていきたいと考えます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 11番佐久間正俊君！質問席に登壇願います。

質問を許します。

○11番(佐久間正俊君) 議長より許可が出ましたので先に通告いたしました件について質問いたします。

少子化対策の一環として町としての人口増加の見通しについて。全国的に人口減少に悩んでいる今日、県市町村はいろんな企画をしていることだと思います。三春町でも少子化対策の一環として一組でも結婚が出来るように、ハッピープロジェクト実行委員会が中心となり昨年は2回されております。今年は1回目が10月3日に三春の田園生活館において開催するわけですが、今回は男性が10名、女性10名程度となっているようですが、20代から45歳まででは年齢の差が開きすぎると思います。私は年代別か又は20代30代で1回、30代40代で1回としたほうが一組でもまとまるのではないかと考えております。私が調べた3年間の婚姻数は、平成18年が82組、平成19年が85組、平成20年が62組となっております。平成18、19年は80数組でございますけども、20年は62組と減少しております。この数字を見ても人口増加には程遠いと思います。少子化対策は町にとって重大な問題であり、町、町民が一体となり取組んでいかなければならないと考えております。

また参加者より自分の要望やどんなイベントが良いのかアンケートなどを出してもらうという方法もあるのではないかと考えます。参加者が期待を持って参加できるように取組んでいただきたいと考えます。また町内に未婚の男性、女性の数がどの程度いるのか調べたところ、これは平成17年国勢調査によると、20代の男性559名、女性659名。30代男性433名、女性222名。40代男性256名、女性71名。50代男性189名、女性41名。40代50代の女性の方は男性よりもかなり二けた台に減っているのがこの数字で分かっております。ただ17年の国勢調査の資料ですので数字の変動は当然あると思います。そこで3点についてお伺いをします。

一番目に少子化対策にとって結婚は町にとって重大な問題であり、町と町民が一体となり取組んではどうかお聞かせ願います。

二つ目ラブラブハッピーの回数を多く開催して欲しいという声がありますが、どのように考えているのかお聞かせ願います。

三つ目ラブラブハッピー開催の時、20歳から40歳までとなっていますが、年齢別また

は年代別に開催した方が良いのではないかと考えておりますので、この三つについてお伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本総務課長！

○総務課長 11番議員の質問にお答えいたします。

まず第1点目にありましたとおり、平成20年度から町と商工会青年部との協力によりまして、ラブラブハッピープロジェクト実行委員会を組織し出会いの場の提供に取り組んでいるところであります。

次に2点目ではありますが、現在実行委員会ではご質問にありましたように2回開催しております。回数については開催の反省や参加者のアンケートなどから、今後実行委員会の場で検討していきたいと考えております。

次に3点目についてであります。現在なるべく幅広い年代の男女に出会いの場を提供したいという主旨から対象年齢を設定していませんが、年齢別の開催につきましても参加者それからアンケート調査の意向を踏まえて実行委員会で検討してまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長 再質問があればこれを許します。

佐久間正俊君！

○11番（佐久間正俊君） 昨年は2回開催されたことは事務報告書に載っておりますが、内容についてお聞かせを願いたいと思います。

それと10月3日開催のチラシを私手元に持っておりますけれども、参加者に対してどのような方法でアピールをしているのかその辺についてお聞かせをいただきたい。それと今現在何名くらいの参加募集があるのかその辺もお聞かせ願いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本総務課長！

○総務課長 ただ今のご質問にお答えいたします。内容については当然町内会場で男女の方に出会いをしていただいて、そこでパーティーをやったり物作りをやったりバスで町内を見学するような内容だったかと思います。

2点目のどういうアピールをというご質問なんですけれども、現在実行委員会で実施のPRと、今回全世帯にチラシを配布して皆さんに開催の周知をしているところであります。

現在の申し込み状況につきましては、何名かからは申し込みがあったと聞いております。

○議長 再々質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 6番日下部三枝君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○6番（日下部三枝君） それでは議長のお許しを得ましたので通告しておきました3点についてお伺いいたします。

まず第1点目、医療給付費の抑制・国保税と健康づくりとのかかわりについて。7月22日に三春町医療分析結果の報告会が議会で開かれ、様々な資料による分析が報告されました。難しい中にも大変興味深い研修でした。その中で三春町国民健康保険のレセプトによる医療分析からという資料の中に、増大し続ける医療給付費、とうとう12億というタイトルのグ

ラフがありました。平成19年から20年の1年間で急に一人当たりの給付費がぐんと上がり、しかし一人当たりの件数は横ばいである。また国保給付費における生活習慣病の割合とその経過というグラフからは給付費全体の32%が生活習慣病であること、その他個人の努力で予防できる疾病があり、健康管理することが医療費の抑制に繋がるということでした。健康づくりが自らの健康と医療費の抑制という二つのメリットになりますが、もう一つのメリットとして

1) 保健指導で生活習慣病を予防し国保給付費の32%の部分で抑制された場合、国保税の還元は可能かどうか。

2) 不可能とすれば抑制部分の給付費はどのようにになっていくのか。

等について伺います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤保健福祉課長！

○保健福祉課長 ただ今の質問にお答え申し上げます。

ただ今の質問であります、町の健診に基づく保健指導により早期の段階で生活習慣病等を予防することができれば、通院を減らすことができ、更には重症化や合併症の発症を抑え、入院に至ることも避けることができます。生活習慣病ということについては、読んでわかるように生活習慣に起因する病気だということですから、それを改めればその病気にならないで済むかもしれない。なっても早く手当てをすればそれほど重症にならなくて済むかもしれない。それを放置すればさらに重い病気が待っているということで非常に人間の体にとっては大きな問題の病気かと思えます。

その結果、中長期的には医療費の増加を抑えることに繋がるということですのでございます。

医療費の抑制を図ることができれば、医療機関への支払額も減りますので、国民健康保険特別会計の歳出額は小さくなります。その結果、国保税の徴収額も減らすことができます。

平成20年度の数字で申し上げますと、同年の保険給付費額は12億4,425万円で、19年度と比べて8,500万円余り増えております。この増えた給付費を国保税の徴収額に換算しますと、概ね2千万円の課税額となります。

平成20年度の1人当たり平均医療費は20万2千円で、過去5年間では最高の額になっております。ちなみに平成16年度と比較しますと2万7千円増えています。この数字を平成20年度の平均被保険者数で医療費に換算しますと1億5千万円余りとなります。

何れにしても、医療費の支払額が増大していけば国保税として徴収する額も増えていくことになる、したがって特に生活習慣病につきましては普段の生活をいろいろ改めることによって防ぐことが出来る病気であるという前提に立てば、個々に気をつけていくことは非常に大事かと思えます。

平成20年度に実施しております特定健康診査について若干申し上げますと、生活習慣病に重点を置いた健康診査で、特に内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善することによって、糖尿病等の有病者・予備群を減少させることが目的でありました。健診は個人が生活習慣を振り返る絶好の機会であります。今までは集団健診だけでしたが、今年からは町内の掛かりつけ医の診療所等で個別に健診を受けることもできます。1年に1回は町の健診を受け自分の身体状況を確認していただきたいと思えます。仮に病気が発見されても早期発見、早期治療に努めることができれば皆さんの負担も少なくて済みます。町の国

保会計も少なくなくて済むということでございますから、お互いにその分は努力した甲斐があると思います。

日常の生活においては健康であることが一番であります。町民の健康づくりにつきましては医師会などと連携を取り推進を図ってまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） 確認です。今の話ですともし皆さんが健康づくりに一生懸命になりまして、健診を受けて医療費の抑制ということが先程の言った32%になれば、もしかすれば国保税の負担額が少なくなくて済むということもあるということですのでよろしいでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤保健福祉課長！

○保健福祉課長 ただ今質問ございましたが、これは当然のことだと考えます。ちなみに外来と入院した場合の医療費を参考に申し上げますと、外来の1件あたりの平均は13,000円、これが入院した場合に1回入院した場合の費用が471,000円に。これ1日の金額で申し上げますと先程の1件当たり10,000円台だといいますが、入院すれば2万円から3万円かかります。これは1日入って済む話ではありません。今は10日とか15日だから47万という数字になるわけですが、この外来で治療が済むような病気で済ませれば当然給付費は減るわけですから、国保税は収支がトントンすればいい会計ですから当然皆さんの負担も減らすことが出来るということでございます。ちなみに昨日でしたか新聞に国民の医療費が34兆円だと、これ毎年1兆円増えるという予測なんです。これは50兆円とか国民が納めている税金より医療費の方が高くなるのではないかとという予測があります。そういう点からいけば、逆に今の水準で押さえ込めばこれ以上の負担はないということです。ですから、これは国が予測しているような50兆円とかになれば、国保税が3割とか4割、はなはだしい場合には倍になる可能性もございます。ですからみんなで早期治療で済ませるように努めていくことがまちづくりの大事な部分ではないかと考えております。ご理解をお願いします。

○議長 再々質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） それでは第2の質問に移ります。

地域活性化のための町の自然や文化歴史の観光資源としての掘り起しについて。地域活性化臨時対策交付金が様々な事業にあてられました。地域活性化のために経済対策があるということは大変良いことで、今回この交付金にあてられた事業は地域活性化にどのように役立っていくのか見守って行きたいと思っております。さてこれからの我が町の地域活性化を考えると、埋もれている町の文化、自然、歴史などを観光資源として掘り起こし活用することもその一つでありそのための予算措置、経済対策が取れば大変良いことだと思いますが、

1) 町が神社仏閣など文化財と考えられるものに対しての保全のための支援について、町の神社仏閣などとは、先に話しました自然、歴史的なものの文化を含め文化財とは文化的財産

と考えております。例えば我が町の神社には佐久間庸軒に代表される最上流和算の額算額が奉納されております。算額は数学の難問が解けた時にその喜びそれから喜びを神仏に感謝し発表の手段として額にして奉納したようですが、福島の算学という平成元年に和算研究保存会が発行した本によりますと、この次点で現存している我が町の算額は私にとって身近にある田村大元神社をはじめ18箇所奉納されているようです。最近大元神社や御木沢の厳島神社などに取材に記者が訪れたり、県外の大学や外国の大学の先生が来町して算額を見ていかれたそうですし、また奉納した人の子孫の方も来ていかれたそうです。どのような額がどこにあり解説などが掘り起こされていけば1年を通じて質の高い文化に触れることが出来る資源として町の活性化の一役を担うのではないかと思います。和算研究保存会の主要なメンバーには我が町の先人が携わっていたことも無にしてはならないのではと思っております。

また自然には昔三春の人達が子供の頃から学校の遠足や芋煮会、紅葉狩りに足を運んだ芹ヶ沢の小鳥山があります。新しく観光地を作ることも必要かもしれませんが、もしこの小鳥山が今の荒れ放題の状況から昔の面影を残す素晴らしい紅葉の中散策できれば定年を迎えた団塊の世代の人達が三春に帰省したとき、自分の子供の頃について思い出しながら懐かしむ場所が一つ増え自分の家族に思い出話が出来るのではないかと思います。さらには三春にある神社仏閣は様々な謂れを持つものであり、どれ一つとってもその謂れ伝説を聞きながら素晴らしい彫刻を眺めながら心静かに居られる場所でもあります。今この彫刻を彫れといわれてもこれはとても不可能ではないかと考えます。従って今保存に力を入れさらには観光資源として地域活性化のためにも経済対策を立て予算をしっかりと付けていく時期と考えております。

2) そのためにも町の観光資源となる埋もれた町の文化、歴史、自然の掘り起こしのための組織づくりをすることも重要なのではないかと思います。町当局の考えをお伺いします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 6番議員の2点目の質問にお答えいたします。

築城500年の歴史を持つ三春町には、神社仏閣をはじめ、有形・無形の文化財、さらに、文化財とまではいきませんが誇るべき歴史や文化遺産、美しい自然や風景、慣習などが数多く存在しております。

これらは、個人や団体、あるいは地域住民等により、様々な形で保存、伝承されているところであります。

こうした文化財等の保護・保全の要望がなされ、町として、その必要性が十分認められた場合には、国、県の支援、指導を受けながら、所要の予算措置を考えてまいりたいと思っております。

次に、資源掘り起こしのための組織づくりについてのお話しですが、前述のとおり、町には数多くの文化財や長い間培われた文化や歴史があります。これらの中には、優れた観光資源となりうるものも含まれているかと思います。そうした資源を新たに掘り起こし、地域の活性化に活用することは大変意義があることだと考えております。

一方、町民の観光に対する意識も徐々に高まってきていると感じております。三春町観光ボランティアガイドの会をはじめ、食べ物や新しい商品の開発等を行っている団体など様々な活動が進められているようです。

資源の掘り起こしのためには、多くの観光客や消費者に直に接し、ご意見を伺い、情報を

得ることの出来る、こうした皆さんの力が重要であると認識しております。

今後ともこうした活動に対し支援をして参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） 町当局が様々な方法で資源の掘り起しから観光に向けていろいろやってることはわかっておりまして、今回話しに出しましたのは歴史というのが非常に三春の場合、文化、歴史は奥が深いのではないかなと思います。それを掘り起こしていくのにやっぱり重要な場所というのが歴史民俗資料館というのが非常に大きな役割を持つてくるのではないかなと思っております。観光協会のある観光それと歴史、文化そのこのところの接点というのが、やはり観光協会、歴史民俗資料館このところの連携というのが非常に大事になってくるのではないかなと思っております。その変についてはどのようにお考えなのかお聞かせ願います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 おっしゃるとおりだと思います。非常に大事であります。そのために産業課の観光振興担当ですね、前の歴民の学芸員をあてたりして連携をとりながら取り組みを進めているということであります。それから観光協会にも協会からの要望によりまして独立をするということで、最初は町職員をということで町職員を観光協会の事務局に出向させているということでありまして、常に連携を図りながら観光振興に取り組んでいるということですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 再々質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第3の質問を許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） それでは第3点、高齢化社会における窓口サービスのあり方について。我が町の高齢化率も毎年上がっていく中で、町の窓口に来る人達の年齢も上がっていくのではないかなと思いますが、高齢化ということは年齢が上がるだけではなく、若い時には考えられない老化現象が現れます。例えば頭の中では青い色をイメージしていて青というところを緑と言って自分では青と言ったと思い込んでいたり、同じように赤を頭の中ではイメージしているのに、それを書く時に青と書いて自分では赤と書いたと確信していたりすることができます。会議等の中でも発言している人にそういうことが見られて、「この人は今赤と言っているが青を言おうとして間違っているな」ということもあります。しかし流れの中でその間違いに気付いてもその人の頭の中では青だということが分かっている時は、あえて指摘せずにいることもあります。施設利用などで通年利用で常に同じ日程で申し込んでいるのがたまたま今話しをしたような状況で間違えることもあるかもしれません。それをチェックした時に、いつもと違うと思われる時には連絡を取ってそのことを確認してみる、そのことが高齢化社会の窓口サービスではないかなと思います。一手間多くなりますがそれが高齢化社会ということだと思っております。近隣の市町村で活動している人の話でも、自分で間違っ

いですか」と聞いてくれたことがあったそうです。これが高齢化社会に対するサービスではないかと思います。我が町の窓口対応が悪いということではなく、大変親切に対応してもらったという話も聞いておりますが、このような老化現象があるということを頭の隅において対応してもらえばサービス向上にもなるのではないかと考えるのですが、町としてはどのような点に留意して窓口サービスをしているのか伺います。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐藤住民課長！

○住民課長 ただ今のご質問にお答えいたします。

役場の窓口には、いろいろな手続きや申請、またご相談に日々多くの町民の皆様がおいでになられます。私も職員は、行政サービスを行う上で、町民の皆様との信頼関係を大事にしながら、思いやりを持って仕事を進めることを接遇の基本と考えております。

三春町におきましても人口の約4人に1人が65歳以上でございます。窓口にも多くの高齢者の方がおいでになられます。お元気な方も多いのですが、中にはお体の不自由な方もいらっしゃいます。そのような町民の方がおいでになられたときには、特に思いやりをもって対応するよう心がけております。

耳が遠い方には、少し大きな声でお話をしたり、見えにくい方には、メガネをお貸ししたり書類を職員が読み上げたり、また書くことが不自由な場合には、本人の承諾を得て代筆を行うとともに、はっきりとゆっくりと丁寧に親切で分かりやすくを心がけて対応することに努めております。

また、できるだけ窓口1箇所ですべての用事が済むように、ご不便をおかけしないように各課と連携を取ることに心がけております。

また、最近は1人暮らしの方や高齢者のみの世帯なども増えております。通知等をお出ししても、窓口に来ることが困難な方もおられます。ただ今のご指摘のようなこともございます。そのような場合は電話での確認に加え、社会福祉協議会や保健センター、各課と連携して、健康状態などの把握にも努めております。

より良い窓口サービスのため、常に改善を心がけ、町民皆様の立場に立ち、信頼関係を大事にし、高齢化社会という時代に対応した接遇の質と職員の意識の向上を、研修などを通してさらに図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長 再質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 ここで暫時休憩をいたします。なお再開は午後1時といたします。

…………… 休 憩 ……………

(休憩午前11時49分)

(再開午後 1時00分)

…………… 再 開 ……………

○議長 それでは会議に先立ちましてご報告申し上げます。執行者側より公務のため橋本弘教育長が欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

○議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長 2番影山初吉君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○2番(影山初吉君) 議長のお許しを得ましたので先に通告をしておきました事項について

て質問をいたします。

まず第1点であります、滝桜駐車場の増設と渋滞緩和対策について伺います。今年の滝桜の花見シーズンを振り返ってみますと、人出は約32万4千人、車両台数では大型、マイクロバス、普通車、二輪合わせて4万4千台余りでした。ピーク時でもっとも多かったのは4月19日の日曜日、人出は46,500人、車両等で7,200台でした。今年からETC取付車は土曜、日曜、祝日は普通車は1,000円に、インターネットの普及、初の試みのライトアップ効果などで、土日を含みピーク時は大渋滞でした。毎年渋滞が予想され観桜バスやシャトルバスの運行など渋滞緩和に努力されておることは承知しておりますが、まだこれといった解決策がないのが現状だと思われます。そこで急がれるのが来シーズンに向けての駐車場の増設だと思います。つまり車を呑み込むスペースが多ければ渋滞は十分緩和されるはずです。現在の駐車場は原石山駐車場750台、大型が80台、普通車が670台、他に滝の平50台、これはピーク時に観桜バスの発着所になります。また花見が丘駐車場5台、これは身障者緊急用であります。また遠くには柴原多目的運動公園広場がありますが、これは250台であります。普通車のみでピーク時のみ使用の駐車場があります。そこで多い日には7,200台の車が集まるわけで渋滞を招くのは当然だと思います。少なくとも現在の2倍の2,000台余りの駐車場が必要だと思います。増設工事が急務だと思いますが、町当局の考えをお聞かせください。

次に駐車場の増設と関連しますが、渋滞緩和対策について質問いたします。次の2点について検討してはいかがでしょうか。まず第1点であります、来年もライトアップを実施するのであれば、土曜日曜を避けて平日に実施してはいかがでしょうか。花見客が集中しないで分散するのではないかと思います。2点目であります、大型バスの発着場所と併せて大型バスを原石山駐車場以外へ移す検討をしてはどうでしょうか。今年の4月19日日曜日を例にとれば、7,200台の車両のうち大型バスは330台でありました。これを別の場所へ駐車できればだいぶ渋滞緩和が図られるのではないのでしょうか。以上駐車場の増設と併せて渋滞緩和対策について、当局の意見をお聞かせください。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

○産業課長 お答え申し上げます。

ご指摘の通り、今年4月18日の夜間まで続いた大渋滞は、滝桜のライトアップや高速道路1,000円効果などがもたらしたものと推測されますが、渋滞車両への情報提供が十分でなかったことなど、大きな反省点であったと考えております。

渋滞の解消緩和は、大きな課題の一つであることは十分認識しているところでございます。現在の原石山駐車場は、対策の中心施設であります、その利活用に当たりましては、駐車スペースや導線の見直し、舗装整備やラインの設置等、今後十分拡充の余地があると考えております。

また、近隣における臨時駐車場の確保につきましても、今後三春ダム事務所等と協議をしながら、併せて検討してまいりたいと考えております。

町では平成17年度より関係機関による率直な意見交換の場として、観光まちづくり連絡会を開催し滝桜をふくめた観光のあり方について協議をしておるところでございます。

現在、三春町の観光について、各団体の代表者等による専門検討会を設置し、8月に第1回の会議を開催したところでもあります。

この中で、滝桜の渋滞対策についても駐車場の拡充や、シャトルバスの検討など幅広く議論がされているところであります。

ライトアップを平日に実施しては、とのご提案、さらに大型バス発着の件、大変貴重なご提案をいただきました。これらを含め、地元の皆さん、観光協会、専門検討会の意見を総合的に検討いたしまして、より良い対策を考えてまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

○議長 再質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

影山初吉君！

○2番（影山初吉君） 第2の質問に移ります。

政権交代により我が三春町にとって現時点で考えられる影響とその対応についてお尋ねをいたします。

今回行われました衆議院選、国民の多くが閉塞感に満ちた現状を打開したいとチェンジを望む願いが強く、民主党の歴史的圧勝で政権交代が実現しました。見事な勝利のエールを送りたいと思います。政権交代が現実となった今歓迎する一方で不安を感じている町民も多いと思われます。マニフェスト通りの政策実行を期待しつつも財源は大丈夫なのか、公共事業継続はできるのか、子供手当を含め増税にはならないのか。後期高齢者医療制度は農業問題はなどなど不安を抱いているのも事実だと思います。そこで我が三春町にとって現時点で考えられる影響とその対応についてお聞かせください。

まず第1であります。公共事業について。新政権によればマニフェストの実現のため来年度予算の概算要求を白紙に戻し、公共事業や補助金を見直し全面組み替えを検証精査し、予算の削減を図る方針と言っています。そこで現在進められている桜川河川改修や三春西バイパス、関連する須賀川三春線、新町の飯野三春石川線、門沢三春線の公共事業は今までの計画で継続できるのかお伺いいたします。

次に2点目であります。子育て支援についてお尋ねをいたします。国はゼロ歳児から中学生まで年312,000円の子供手当を支給、また公立高校の授業料無料化を実施しています。町が現在進めている数々の子育て支援策を現行通り進めていくのかお尋ねをいたします。

3点目であります。農業問題について。次期政権ではF T A日米自由貿易協定を自由貿易にし、農家へ戸別所得補償する。生産調整減反は選択制にする。本年度で期限切れする中山間直接支払事業は概算要求に盛り込まれましたがどうなるのでしょうか。農協が施設の撤退をするなど農業を取り巻く環境は厳しさを増す中、町は今後農業振興にどう取組むのかお尋ねをいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 2番議員の質問にお答えいたします。

政権が交代した場合の三春町がいろいろ取組んでいる諸事業に影響はないのかというふうなお質しであります。はっきり申し上げまして現時点では全く見当がつかないということでもありますけれども、影響は及ぼして欲しくないというふうな思いをしているわけであり

ますけれども、今後の国の動向を注視しながら見極めを図っていかなければならないだろうと思います。そんな中で主な事業上げられましたけれども、過般民報に桜川の河川改修が公共事業として該当するような報道がありましたが、これについてもまだはっきりはしておりません。町としていろんな形で影響がないようにいろんな面で努力をしてまいりたいと思っております。併せて288号のバイパスも同じであります。いずれにしても全く変わらないということは有り得ないと思っております。政権が変われば当然いろんな面で変わるわけでありまして、それらがマニフェストで示して選挙でああいう結果が出たわけでありまして、ただ町の考え方としては従来の考えに沿ってしっかりと地に足を着けたまちづくりを進めていくという考え方に変わりありませんので、いろいろご理解ご支援をいただきたいと思っております。

○議長 再質問があればこれを許します。

影山初吉君！

○2番（影山初吉君） この月半ばに新政権が誕生するわけで当然仮定の質問には答えられないと思いますが、ひとつ農業問題に対して産業課長さんにお聞きしますが、今述べたことは本当に身近に迫ってくるわけですね、日米自由貿易協定これは自由貿易にするんだと、またこのためには農家に戸別補償をするのだと、また生産調整は選択制にするんだと、こういう中で我が三春町の農業は小規模農業でこれからどうしたらいいのか、また農協施設が次々と撤退する中、農業を取り巻く環境は厳しいので今後町独自として農業振興をどう図っていくのか質問をさせていただきます。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

○産業課長 農業問題についてのお質しでございます。大変難しい問題であると思っておりますが、ただ今お話のございましたF T Aいわゆる自由貿易協定でございますが、聞き及ぶところによりますと民主党の政権のマニフェストの中にF T A交渉は推進するということが書かれているということでございます。さらにその中には日本の食の安全安心、食糧自給率国内農業農村振興を損なうことはしないんだということもマニフェストの中に明記されているというふうに理解しております。さらに農家の戸別補償あるいは生産調整の選択等々でございますが、現時点で具体的な政策の中身未だ示されておりませんので、先程来の繰り返しでございますが注意深く今後の動向を見定めていきたいなというふうに考えております。いずれにしても農業の振興これは町にとりまして大変大きな問題でございます。町としても様々な角度から皆さんのご参画をいただきながら農業振興策を考えてまいりたいと考えてますので、ご支援ご協力をお願い申し上げたいと思います。

○議長 再々質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 10番渡辺 渡君！質問席に登壇願います。

質問を許します。

○10番（渡辺 渡君） 議長より発言の許可を得ましたので通告による一般質問を行います。

私は今年3月定例会において決算とは次年度の予算編成に資するためにあり、継続事業の掘って立つところは執行の実績評価、即ち決算の評価であると考えたと申し上げました。ま

た、町長答弁では予算については議会の審査の中で職員と十分にやり取りをしてくれと、職員は自信を持って説明するとのことでありました。その場合は譲って私は委員会の中である重点事業について質問をいたしました。なぜならそれは重点事業と謳っているにもかかわらず予算額が前年とほぼ同額であったからであります。その様な前年並みの予算で重点事業たる事業をどのように展開していく考えなのかを尋ねましたが、満足のいく明確な答弁を引き出すことが出来ませんでした。大変残念でありましたし、果たして本当に決算に際して検証や総括が行なわれているのだろうか、重点事業とはいえ既にルーティーンワーク化してしまっているのではないだろうかと思わざるを得なくなりました。私は過去数年に渡り全員協議会の中で決算に対する町当局の総括結果を文書にて提示されるよう求めてまいりました。前任の当時助役でありましたが当時の助役も一度は提示すると約束されたことでもあります、残念ながら今年の決算についてもこれらが提示されることはありませんでした。決算について当然当局内部では総括がなされていると思いますので、重点事業個々の総括結果の説明を時間の都合もありましようから概略で結構でございますので、その説明をいただきたいのであります。また事務事業全般についての総括については本定例会中の中で文書にて提示をいただきたいのでありますがいかがでありますでしょうか。さらに総括した結果について今年度後半期を含め今後の行政執行にどのように反映されるのかお伺いをいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 10番議員の質問にお答えいたします。

平成20年度の重点事業につきましては、敬老園改築事業や北部地区光ファイバ通信基盤整備事業、新しい三春病院の開院、もみじ山公園の整備、幹線道路や企業誘致対策としての道路整備といったハード事業に取り組んだほか、町政の最重要課題である中学校再編についても道筋をつけることができました。

また、少子化対策では新規事業に取り組むとともに既存事業の拡充を図り、学校給食施設では再編・民間委託を行い、更に、観光ボランティアガイドの組織化、高齢者や障がい者施策に係る計画の策定など、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努め、住んでいることに喜びを感じるまちづくりを着実に推進することができたと考えております。

重点事業の総括の公表及び行政執行の反映についてのお質しがございました。この点、事務報告書で課毎に重点事業の取り組み状況を整理するなど事務事業の検証体制の改善を図っているところではありますが、重点事業や施政方針についても総括した評価を行う必要性があると認識しているところであります。

さらに充実した評価の方法等について、検討を行い、議会のご意見等を伺いながら、改善を図って参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、20年度決算を総括した内容につきましては、開会のあいさつで述べさせていただきましたが、文書につきましては、今議会中に配布する考えでおりますので、ご了承願いたいと思います。

○議長 再質問があればこれを許します。

渡辺 渡君！

○10番（渡辺 渡君） 大変期待以上の答弁といいますか前向きにお考えいただいて大変ありがたいと評価しております。ただ今お話にありました例えば事務報告書云々という話ありましたが、今現時点でも事務報告書お持ちの方ご覧いただければと思うんですが、111

ページあたりには既に総括して、こうした方がいいんじゃないか、こうすべきじゃないかという主旨の文も載ってるんですね。ということはやる気になればすぐに出来ることだと思うんですよ。ただ単に書式化に基づくのではなくて、なんて言いますか書式化も大事なんですが、それで一步踏み出して今度はいただけるというような今の答弁だったかと思うんで、その点については次年度の予算編成に是非役立たせていただきたいなと思います。物事新しいこと始めれば始めるのが一番大事だと思いますので、そのきっかけが今回できるということは、大変評価に値するものだと思いますし、始めたことが一步一步ステップアップしていつてそれがよりよい予算編成に反映されればなお結構なことだとそのように思います。各種事業についても文書として会期中に提出してくださるということでございますので、我々の決算審査に是非間に合うように提出していただければ、なおよろしいのかなとそのように思います。検証・総括一步踏み出した以上は来年度の予算編成、今年の分の決算について来年度の予算編成に反映できるようにしていただきたいなと、そのように求めておきたいと思いますけれども、町長の見解を伺って質問を終わりたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 事務事業を執行するあるいは執行した場合に内部評価ということで事業ごとに評価をしながら取り組みを進めているわけでありましてけれども、内部評価よりむしろ今回のような決算審査の中で議会からの外部評価をやっていただいた方が私どもとしては非常に効果が大きいのではないかと考えておりますので、そういう視点でも物を考えていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長 再々質問があればこれを許します。

渡辺 渡君！

○10番（渡辺 渡君） 大変同感なんです。私もそれを一番決算の際にはやりたい。数字合わせは決算ではないと、事業ごとに外部の人間として監査ではないんですけども、決算の審査をしたい。それが本音であります。そのために資料を出していただきたい。ただ先ほど当初の質問の中で申し上げましたように委員会の中で我々審査します。委員会の中で我々が質問したことに対して明確な答弁がなければ我々は審査のしようがないわけであります。ですから町長にお願いしておきますけれども、是非職員諸君には委員会の中であるものはすべて公表するようにと、その様にご指導いただきたいと思いますけれども、町長の考えをお願いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 町はすべて情報公開でありますから公開しない情報はないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 よろしいですか。（発言の許可をいただければもう一度の声あり）

渡辺 渡君！

○10番（渡辺 渡君） 情報公開は大変ありがたいし、それを出していただくのが我々も当たり前だと思っております。ただ先ほど申し上げましたように、こちらが質問した際に重点事業の中で昨年同様の予算でどのように事業展開をしていくのかという私の質問に対して明確に答弁できなかったと。先ほどは引き出せなかったと謙遜しましたけれども、答弁でき

なかったという部分あるんですね。そういう部分についてもきちんと対応できるように是非
お願いをしておきたいというのが本意であります。以上です。

○議長 答弁ございますか。(ありませんの声あり) なければ結構です。

○議長 これにて一般質問を打ち切ります。

……………・・ 散 会 宣 言 ・・……………

○議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしましたのでこれをもって散会といたします。
大変ご苦労様でした。

(午後 1 時 3 3 分)

平成21年9月11日（金曜日）

1、出席議員は次のとおりである。

1番 萬 年 智	2番 影 山 初 吉	3番 渡 辺 泰 譽
4番 佐 藤 弘	5番 儀 同 公 治	6番 日下部 三 枝
7番 三 瓶 正 栄	8番 陰 山 丈 夫	9番 上 石 直 寿
10番 渡 辺 渡	11番 佐久間 正 俊	12番 小 林 鶴 夫
13番 佐 藤 一 八	14番 渡 邊 勝 雄	15番 柳 沼 一 男
16番 本 多 一 安		

2、欠席議員は次のとおりである。

な し

3、職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局 長 原 毅 書記 影 山 敏 夫

4、地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副 町 長	深 谷 茂

総 務 課 長	橋 本 国 春	財 務 課 長	村 上 正 義
住 民 課 長	佐 藤 哲 郎	税 務 課 長	佐 久 間 收
保 健 福 祉 課 長	遠 藤 誠 作	産 業 課 長	新 野 徳 秋
建 設 課 長	影 山 常 光	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	吉 田 功
企 業 局 長	橋 本 正 亀		

教育委員会委員長	深 谷 信 吾	教 育 長	橋 本 弘
教育次長兼教育課長	大 内 馨	生 涯 学 習 課 長	加 藤 康 子

農 業 委 員 会 会 長	影 山 喜 一
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	野 口 邦 彦
-------------	---------

5、議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成21年9月11日（金曜日） 午後2時3分開会

- 第 1 付託陳情事件の委員長報告及び審査
- 第 2 付託議案の委員長報告
- 第 3 議案の審議

議案第61号 地域活力基盤創造交付金事業町道南原芹ヶ沢込木線道路改良工事請負契約について

議案第 6 2 号 図書館システム機器・ソフトウェア購入契約について
 議案第 6 3 号 民事調停の申立てについて
 議案第 6 4 号 三春町敬老園条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 6 5 号 郡山地方広域市町村圏組合規約の変更について
 議案第 6 6 号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
 議案第 6 7 号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
 議案第 6 8 号 平成 2 1 年度三春町一般会計補正予算（第 3 号）について
 議案第 6 9 号 平成 2 1 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
 議案第 7 0 号 平成 2 1 年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
 議案第 7 1 号 平成 2 1 年度三春町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について
 議案第 7 2 号 平成 2 1 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
 議案第 7 3 号 平成 2 1 年度三春町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
 議案第 7 4 号 平成 2 1 年度三春町下水道事業等会計補正予算（第 1 号）について
 議案第 7 5 号 平成 2 0 年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について
 議案第 7 6 号 平成 2 0 年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 議案第 7 7 号 平成 2 0 年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 議案第 7 8 号 平成 2 0 年度三春町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
 議案第 7 9 号 平成 2 0 年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 議案第 8 0 号 平成 2 0 年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
 議案第 8 1 号 平成 2 0 年度三春町敬老園事業特別会計歳入歳出決算認定について
 議案第 8 2 号 平成 2 0 年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について
 議案第 8 3 号 平成 2 0 年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について
 議案第 8 4 号 平成 2 0 年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について
 議案第 8 5 号 平成 2 0 年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について

閉 会

6、会議次第は次のとおりである。

（開会 午後 2 時 3 分）

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 それでは大変ご苦勞様でございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

…………… 付託陳情事件の委員長報告及び審査 ……………

○議長 日程第 1 により、付託請願陳情事件の委員長報告及び審査を行います。

付託請願陳情事件の委員長報告を求めます。

経済建設常任委員長！

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が 9 月定例会において、付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について、報告いたします。

なお、審査については、9 月 7 日、第 4 委員会室において開会いたしました。

陳情第5号、政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トンの規模の政府米買い入れを求める陳情。

陳情者、郡山地方農民連、会長 宗像 孝。

本陳情は、米価の下落傾向を抑制するため、平成21年度における国の備蓄用政府買い入れ米の、6月末目標数量の100万トンを達成するために、20万トン規模の備蓄米の買い上げを直ちに実施するよう、意見書を政府及び政府関係機関に提出するよう要請するものとして、本年6月の定例会において付託を受け、継続審査としてきたものであります。

慎重審査の後、委員による表決の結果、当委員会是不採択とすべきものと決しました。

陳情第6号 農地法の「改正」に反対する陳情。

陳情者、郡山地方農民連、会長 宗像 孝。

本陳情は、農地法の改正の目的である農地の担い手への集積のための、農用地利用規程の拡充と農地保有合理化事業の強化をしようとする「農地法の一部を改正する法律案」を廃案にするよう、意見書を政府関係機関に提出するよう要請するものとして、本年6月の定例会において付託を受け、継続審査としてきたものであります。

この法案はすでに6月17日の国会において可決・成立をみておりますので、当委員会は全員一致不採択とすべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

ただ今の委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 よって、委員長報告の通り決定いたしました。

……………・ 付託議案の委員長報告 ・……………

○議長 日程第2により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員長！

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。なお、本委員会は、9月3日、7日、8日、9日、10日及び11日の6日間にわたり第1委員会室において開会いたしました。

議案第65号、「郡山地方広域市町村圏組合規約の変更について」。

総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、郡山地方広域市町村圏組合の解散に伴う事務の承継を円滑に進めるため、同組合の規約を変更することについて協議があったので、これに応じるためのものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第68号、「平成21年度三春町一般会計補正予算（第3号）について」。

財務課長の出席を求め、補正予算（第3号）全般について、詳細な説明を受けました。所管にかかる事項のうち、歳入については、地方交付税、地方特例交付金、財政調整基金繰入金、町債等の補正で、歳出については、企画費、地域活性化・経済対策臨時交付金事業費、賦課徴収費等の補正が主なものであります。慎重に審査いたしました結果、所管にかかる事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第75号、「平成20年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」。

関係する課長等の出席を求め、決算全般にわたり、決算書、事務報告書に基づき詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管にかかる事項について、予算は適正に執行されており、全員一致、決算は認定すべきものと決しました。

議案第 85 号、「平成 20 年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」。

財務課長の出席を求め、決算全般にわたり、決算書に基づき詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、予算は適正に執行されており、全員一致、決算は認定すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 経済建設常任委員長！

○経済建設常任委員長 9 月定例会において経済建設常任委員会が付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について、報告いたします。

なお、本委員会は 9 月 3 日、7 日、8 日、9 日、の 4 日間にわたり現地調査も含め第 4 委員会室において開会いたしました。

議案第 61 号、「地域活力基盤創造交付金事業町道南原芹ヶ沢込木線道路改良工事請負契約について」。

建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。

本案は、町道南原芹ヶ沢込木線の道路改良工事請負契約について、議会の議決を求めようとするものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 63 号、「民事調停の申立てについて」。

建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。

本案は、町営住宅の家賃等の滞納者のうち、町営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いに応じない者について、裁判所に調停の申立てを行うものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 68 号、「平成 21 年度三春町一般会計補正予算（第 3 号）について」。

建設課長、産業課長の出席を求め、補正予算（第 3 号）についてそれぞれ詳細な説明を受けました。所管にかかる事項のうち、歳入については、県支出金、土木債の補正で、歳出については、農道整備事業費、道路整備費、公園緑地費等の補正が主なものであります。慎重に審査いたしました結果、所管にかかる事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 73 号、「平成 21 年度三春町水道事業会計補正予算（第 1 号）について」。

企業局長の出席を求め、補正予算（第 1 号）についてそれぞれ詳細な説明を受けました。本案は、漏水事故の発生により簡易水道事業費用修繕費の補正を行うものであります。慎重に審査いたしました結果、所管にかかる事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 74 号、「平成 21 年度三春町下水道事業等会計補正予算（第 1 号）について」。

企業局長の出席を求め、補正予算（第 1 号）についてそれぞれ詳細な説明を受けました。本案は、内部異動に伴う職員給与費と臨時雇賃金の支出を行うため、収益的支出の補正を行うものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 75 号、「平成 20 年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」。

建設課長、産業課長の出席を求め、所管にかかる事項について、決算書、事務報告書に基

づき詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管にかかる事項について、予算は適正に執行されており、全員一致、決算は認定すべきものと決しました。

議案第82号、「平成20年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について」。

議案第83号、「平成20年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について」。

議案第84号、「平成20年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について」。

以上の3案は、企業局長の出席を求め、決算全般にわたり、決算書に基づき詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、予算は適正に執行されており、全員一致、決算は認定すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員長！

○文教厚生常任委員長 9月定例会において文教厚生常任委員会が付託を受けた議案について、その審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、9月3日に日程設定を行い、9月7日、8日、9日及び10日の5日間にわたり、第3委員会室において開会いたしました。

議案第62号、「図書館システム機器・ソフトウェア購入契約について」。

教育長、生涯学習課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。

本契約は、町民図書館のシステム更新を行うための機器類の購入契約であります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、可決すべきものと決しました。

議案第64号、「三春町敬老園条例の一部を改正する条例の制定について」。

保健福祉課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。

敬老園の移転に伴う位置の変更のため、条例の一部を改正するものであり、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第68号、「平成21年度三春町一般会計補正予算（第3号）について」。

教育長、教育次長兼教育課長、生涯学習課長、保健福祉課長の出席を求め、所管に係る部分について、それぞれ詳細な説明を受けました。

歳入においては、国庫補助金、寄附金の追加、町債の減額であり、歳出においては、民生費の社会福祉費・児童福祉費、衛生費の保健衛生費、教育費の社会教育費・保健体育費の追加、教育費の小学校費の減額であります。これらについて、慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第69号、「平成21年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」。

保健福祉課長の出席を求め、補正予算第2号全般について詳細な説明を受けました。

歳出において、賃金、委託料、償還金などに86万5千円を追加するため、予備費を減額するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第70号、「平成21年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」。

保健福祉課長の出席を求め、補正予算第1号全般について詳細な説明を受けました。

歳入歳出それぞれに、保険料還付金30万1千円を追加し、予算総額を1億5千883万4千円とするものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第71号、「平成21年度三春町老人保健特別会計補正予算（第1号）について」。

保健福祉課長の出席を求め、補正予算第1号全般について詳細な説明を受けました。

歳入は、繰越金、雑入の追加、歳出においては、償還金、一般会計繰出金の追加でありま

す。歳入歳出にそれぞれ1千178万2千円を追加し、予算総額を1千309万円とするものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第72号、「平成21年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」。

保健福祉課長の出席を求め、補正予算第2号全般について詳細な説明を受けました。

歳入は、介護給付費交付金、繰越金の追加、歳出においては、償還金、予備費の追加であります。歳入歳出にそれぞれ1千30万4千円を追加し、予算総額を12億2千272万6千円とするものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第75号、「平成20年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」。

教育長、教育次長兼教育課長、生涯学習課長、保健福祉課長、住民課長の出席を求め、所管に係る決算全般にわたり、決算書、事務報告書に基づき、それぞれ詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、予算は適正に執行されており、全員一致、決算は認定すべきものと決しました。

議案第76号、「平成20年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」。

保健福祉課長の出席を求め、決算全般にわたり、決算書、事務報告書に基づきそれぞれ詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、予算は適正に執行されており、全員一致、決算は認定すべきものと決しました。

議案第77号、「平成20年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」。

保健福祉課長の出席を求め、決算全般にわたり、決算書、事務報告書に基づき、それぞれ詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、予算は適正に執行されており、全員一致、決算は認定すべきものと決しました。

議案第78号、「平成20年度三春町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」。

保健福祉課長の出席を求め、決算全般にわたり、決算書、事務報告書に基づき、それぞれ詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、予算は適正に執行されており、全員一致、決算は認定すべきものと決しました。

議案第79号、「平成20年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」。

保健福祉課長の出席を求め、決算全般にわたり、決算書、事務報告書に基づき、それぞれ詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、予算は適正に執行されており、全員一致、決算は認定すべきものと決しました。

議案第80号、「平成20年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」。

住民課長の出席を求め、決算全般にわたり、決算書、事務報告書に基づき、それぞれ詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、予算は適正に執行されており、全員一致、決算は認定すべきものと決しました。

議案第81号、「平成20年度三春町敬老園事業特別会計歳入歳出決算認定について」。

保健福祉課長の出席を求め、決算全般にわたり、決算書、事務報告書に基づき、それぞれ詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました。

また、入所者負担金に係る職員の不祥事については、防止策を含め、詳細な報告を受け、慎重に審査した結果、全員一致、認定すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長　なお、議案第66号、67号につきましては、委員会に付託せず全体会で行いましたので申し添えておきます。

..... 議 案 の 審 議

○議長 日程第3により、議案の審議を行います。

議案第61号、「地域活力基盤創造交付金事業町道南原芹ヶ沢込木線道路改良工事請負契約について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第62号、「図書館システム機器・ソフトウェア購入契約について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第63号、「民事調停の申立てについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第64号、「三春町敬老園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第65号、「郡山地方広域市町村圏組合規約の変更について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第66号、「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

○議長 これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は人事案件でございますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより議案第66号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり橋本稔氏を教育委員会委員に同意することに決定いたしました。

○議長 橋本稔氏の出席を求めていますので、個々で出席を許します。

(橋本稔氏が入場)

○議長 ただ今教育委員会委員の任命に同意いたしました橋本稔氏より、ここでご挨拶をいた

だきたいと思います。

○橋本稔氏　ただ今は皆様方にご同意をいただきまして、誠にありがとうございました。御木沢の橋本稔でございます。

まだまだ未熟者ではありますが、諸先輩の皆さん方のご指導をいただきながら三春町教育振興のために一生懸命頑張る覚悟でございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長　それでは委員の退席を求めます。

（橋本稔氏が退席）

○議長　議案第 6 7 号、「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

これより議案第 6 7 号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり七海浩一氏を人権擁護委員候補者として推薦することに同意することに決定いたしました。

議案第 6 8 号、「平成 2 1 年度三春町一般会計補正予算（第 3 号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第 6 8 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 6 9 号、「平成 2 1 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第70号、「平成21年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第71号、「平成21年度三春町老人保健特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第71号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第72号、「平成21年度三春町介護保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第72号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第73号、「平成21年度三春町水道事業会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

収益的支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第74号、「平成21年度三春町下水道事業等会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

収益的支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第74号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第75号、「平成20年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

なお、決算認定議案の質疑の際は、款、項、目、ページを示してから質疑を願います。

歳入全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第75号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第76号、「平成20年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第76号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第77号、「平成20年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第77号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第78号、「平成20年度三春町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第78号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第79号、「平成20年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第79号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第80号、「平成20年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第80号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第81号、「平成20年度三春町敬老園事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 8 1 号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第 8 2 号、「平成 2 0 年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

収益的収入支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

資本的収入支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 8 2 号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第 8 3 号、「平成 2 0 年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

収益的収入支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

資本的収入支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 8 3 号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第 8 4 号、「平成 2 0 年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

収益的収入支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第84号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第85号、「平成20年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

収益的収入支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

資本的収入支出について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第85号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長 ただいま、総務、経済建設、文教厚生各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査調査について、別紙のとおり申出がありましたので、閉会中の審査調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より申出のとおり、所管に係る事項について閉会中の審査調査に付することに決定いたしました。

○議長 ただいま、桜川河川改修推進特別委員会委員長、三春町町立学校再編等調査特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査調査について別紙のとおり申出がありましたので、閉会中の審査調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会委員長より申出のとおり、所管に係る事項について閉会中の審査調査に付することに決定しました。

…………… 町 長 挨拶 ……………

○議長 本定例会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。ここで町長より発言があればこれを許します。

鈴木町長！

○町長 長丁場の9月定例会、議員各位には精力的に議案の審査をしていただき、ただ今可決、同意、認定をしていただきまして本当にありがとうございます。

これからも引続き予算執行にあたっては、結果を追求しながらしっかりと努めてまいりたいと考えておりますので、ご鞭撻の程よろしくお願いを申し上げて挨拶いたします。

なお、朝夕めっきり冷え込んでまいりましたので、健康に留意をしながらのご活躍をご祈念申し上げます。

……………・閉 会 宣 言 ・……………

○議長 ただ今町長の発言にあったように、9日間の日程において議論を深めていただくとともに慎重かつスムーズに日程をこなしていただきましたことに議長として感謝を申し上げながら、これをもって平成21年三春町議会9月定例会を閉会といたします。たいへんご苦勞様でございました。

(閉会 午後2時47分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年9月11日

福島県田村郡三春町議会

議 長 本 多 一 安

署 名 議 員 三 瓶 正 栄

署 名 議 員 陰 山 丈 夫

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	採決	議決の状況
議案第61号	地域活力基盤創造交付金事業町道南原芹ヶ沢込木線道路改良工事請負契約について	全 員	原案可決
議案第62号	図書館システム機器・ソフトウェア購入契約について	全 員	原案可決
議案第63号	民事調停の申立てについて	全 員	原案可決
議案第64号	三春町敬老園条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第65号	郡山地方広域市町村圏組合規約の変更について	全 員	原案可決
議案第66号	教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	原案同意
議案第67号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	全 員	原案同意
議案第68号	平成21年度三春町一般会計補正予算（第3号）について	全 員	原案可決
議案第69号	平成21年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	全 員	原案可決
議案第70号	平成21年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	全 員	原案可決
議案第71号	平成21年度三春町老人保健特別会計補正予算（第1号）について	全 員	原案可決
議案第72号	平成21年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	全 員	原案可決
議案第73号	平成21年度三春町水道事業会計補正予算（第1号）について	全 員	原案可決
議案第74号	平成21年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）について	全 員	原案可決
議案第75号	平成20年度三春町一般会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案認定
議案第76号	平成20年度三春町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案認定
議案第77号	平成20年度三春町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案認定

議案第78号	平成20年度三春町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案認定
議案第79号	平成20年度三春町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案認定
議案第80号	平成20年度三春町町営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案認定
議案第81号	平成20年度三春町敬老園事業特別会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案認定
議案第82号	平成20年度三春町水道事業会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案認定
議案第83号	平成20年度三春町下水道事業等会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案認定
議案第84号	平成20年度三春町宅地造成事業会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案認定
議案第85号	平成20年度三春町病院事業会計歳入歳出決算認定について	全 員	原案認定